

平成22年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成22年9月28日（火曜日）

議 事 日 程（第5号）

- 第 1 議案第51号 平成22年度四万十町一般会計補正予算（第2号）
- 第 2 議案第52号 平成22年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第53号 平成22年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第54号 平成22年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第55号 平成22年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第56号 平成22年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第57号 平成22年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第58号 平成22年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第59号 平成22年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第60号 平成22年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第61号 平成21年度四万十町水道事業欠損金の処理について
- 第12 認定第 1号 平成21年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 発議第 9号 四万十町議会決算特別委員会の設置について
- 第14 四万十町議会決算特別委員会委員の選任について
- 第15 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の最終報告について
- 第16 発議第10号 四万十川の再生と保全に関する決議について
- 第17 発議第11号 「家地川ダム」の分水中止を求める決議について
- 第18 行政報告
- 第19 陳情第22-22号 陳情書

- 第20 陳情第22-18号 残土捨場跡地の整備についての陳情書
第21 陳情第22-25号 水辺の児童公園整備に関する要望書
第22 陳情第22-12号 町道の認定等の要望書
第23 陳情第22-17号 町道の認定の要望書
第24 陳情第22-24号 町道舗装について要望書
第25 発議第12号 四万十町選挙公報発行条例の制定について
第26 発議第13号 議員派遣の件について
第27 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（26名）

1番	吉村アツ子君	2番	岡峯久雄君
3番	弘瀬則彦君	4番	中屋康君
5番	山岡義正君	6番	緒方正綱君
7番	橋本保君	8番	山上利嗣君
9番	岩井優之介君	10番	田邊哲夫君
11番	松下和孝君	12番	林健三君
13番	酒井祥成君	14番	下元昇君
15番	竹内常喜君	16番	田邊幹男君
17番	槇野章君	18番	堀本伸一君
19番	梶原政利君	20番	田邊客子君
21番	牧野利恵子君	22番	津野吉得君
23番	宮地章一君	24番	氏原郭君
25番	宮崎南海男君	26番	池本公夫君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
参 事	武 内 文 治 君	会 計 管 理 者	林 伸 良 君
総 務 課 長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	敷 地 敬 介 君
庁舎建設担当政策監	森 武 士 君	新産業・まちづくり担当政策監	市 川 敏 英 君
商工観光課長	宮 地 正 人 君	管 財 契 約 課	仲 治 幸 君
農林水産課長	武 市 逸 夫 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
健康福祉課長	山 川 明 彦 君	上 下 水 道 課 長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
教 育 次 長	岡 澄 子 君	学 校 教 育 課 長	野 村 和 弘 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	永 尾 一 雄 君
代表監査委員	松 本 悟 志 君	総 務 課 副 課 長	清 藤 泰 彦 君
総務課財政班長	山 脇 光 章 君	税 務 課 副 課 長	松 田 好 文 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	町民生活課長	武 市 宏 美 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久須男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
臨時事務補助員	弘 瀬 久留実 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時29分 開会

○議長（山岡義正君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより、平成22年第3回四万十町議会定例会第13日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に23番宮地章一君から遅刻届があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 議案第51号平成22年度四万十町一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 1点だけ伺います。

予算資料のページ3、仁井田地区の統合保育所建設事業に関してですが、あそこは現地を見てきたわけですが、場所位置は見たところ、いいかなと、オーケーだと思うところですが、あそこは国道沿いで結構交通量も多いわけで、そういった中で横断歩道とかまた信号、また、車の進入・進出のそういった問題、保育所を取り巻く住民の家の、住居や農地の問題、また災害に備えての問題、など新しくつくるときはどこでもなんですが、いろんな課題も多いわけですが、そういったようなことが万全な対策がとれておるのか伺います。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

仁井田地区の統合保育所、現在基本計画で地域の区長さんを初め住民、それから保護者、それから関係行政、管理運営する窪川児童福祉協会、こういった方々が約30人委員さんになられまして、今現在ワークショップを開いておりまして、現場の地形、それから建物の配置、周りの環境等について11月末を目処に基本設計を終了するつもりでございます。そういった形で、議員さんおっしゃったような国道の関係、交通量、それから駐車場、それからあとは建物の関係、そういったものの基本設計を現在進行している状況でございます。

○議長（山岡義正君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 今課長が言われたように交通量も多いということで、一番は子どもの、園児の交通事故対策というか、そこら辺が一番肝要じゃないかと思いますので、その辺は万全を期してやっていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 予算資料に基づいて3点についてお聞きしてみたいと思います。

まずページ4ページの4款の汚泥再生処理センターの施設整備事業についてお伺いをいたします。

今回の計上というのは、これは基本設計を策定するものということになっております。ただ私がお聞きしましたところ、既にこの新しい施設につきましては現施設の隣の運動場につくられるということが、地元の方々も了解を得たということでもありますので、その全体の概要について基本設計する前に、腹案というものが執行部には恐らくあると思いますので、細々したことは聞きませんが、そのわかる範囲で大まかな点に、3点についてお聞きしますが、まず第1点ですが、この説明の中で資源化設備を併設するというところで、循環型社会形成推進交付金を受けておられますが、多分これはコンポスト化のことであろうと思うんですが、それに間違いはないのかどうなのかという1点と、それと敷地の面積が決まっておるわけですから、こういった形の施設をつくるかということについてはもう既に、この基本計画に任せる前に執行部のほうには、先ほど言いましたように腹案があると思います。

今、水処理、この処理の大きな流れというのは、私は膜処理ということを聞いておりましたけれども、この間、施設の所長に聞きましたところ、いやいや、今の標準脱窒素法と言うわけですが、それについてもなかなか有効な方法があるよということでもありますので、そういった処理方法は、その腹案の中にはこういった処理方法を考えておられるのか。

そして、これが最も大事だと思うんですが、現施設は、職員の方々、操作については直営方式でやられております。今後建てられる施設につきましては、これは直営でやるのか、あるいは委託方式でやるのか。以前の説明では多分委託方式に移行するような話を聞いておりましたが、その点どうなっておるのか、それについてお聞きしてみたいと思いま

す。

それと、2点目ですが、同じページのごみ焼却解体事業というので、これは昭和地区のごみ焼却場と十和総合支所の小型焼却炉の2つの取り壊しであります。ダイオキシン関係が14年から大変厳しくなりまして、特定の専門業者に委託しなければならないということは理解しておりますけれども、地元の方に聞いておりますと本当の小型で、1m四方といいですか、私も現物ちらっと見てちょっと覚えておりませんが、本当の小型であるということで、この金額が1基当たり四百何万ということでかなり大きな額だなと思うんですが、当然予算計上する前には仮見積といいですか、そういった業者さんに当たって出されたと思うんですが、どういった処理方式なのか。もちろん地元対応はできないと思いますが、これは県内業者でやられるのか、その点をお聞きしてみたいと思います。

それと、多分、小型の解体工事の届け出が必要なのはこの2基ということで、計画が平成21年度に出されておまして、議会のほうにも出されておって、私なんかも熟知しておかなければならない問題だと思うんですが、ちょっと忘れましたが、ほかにこういった小型焼却施設を解体しなければならない施設はあるのか、峰ノ上は別にして。ただ公共施設でそういった解体が必要とする学校等々であるのかどうなのか、あれば何基でどれくらいの費用が認められるのか、その点をお聞きしてみたいと思います。

そして3点目でございますが、同じ環境のところでございますが、ページ5ページの第4款2項4目の焼却灰実証用ゼオライト製造委託事業というのがあります。これも以前説明受けたかもしれませんが、この委託先はどこなのか。そしてまた、ゼオライトというのが私の頭のイメージの中で、どういったものか概念として浮かんできません。住民の方もゼオライトと言ってもなかなか理解しにくいところもあると思いますので、この説明と、どういったものであるのか、そしてまた、この委託先、先ほど言いました、どこなのか。仮にこれが有効で、ゼオライトが有効で全焼却灰がゼオライトに移行された場合、ここに延命措置というのがありますけれども、現焼却灰を置いておるところはどれくらいの延命効果が図れるのか、この2点についてお聞きしてみたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

まず汚泥再生処理センター、これについてお答えをさせていただきます。

今年、本議会に基本計画の策定費として計上させてもらっておりますが、この基本計画

とはどういったようなことをするのかということからまず説明をさせていただきます。

この中では処理方式の選定、それから施設の配置計画、それから維持管理計画、それから建設費等概算維持管理費の算出、それから事業実施計画、その中身としましては財政計画でありますとか、許認可申請の事務の手続、そういった整備、事業工程表の作成、こういったようなことを今回の基本計画の中でやっていくということになっております。それをしまして初めて地元協議も行いまして、決定をしていくということになっていくわけですが、町としての腹案はないのかということでございますので、若干今現在、自分の思っている部分でお答えをさせていただきたいと思います。

この循環型の交付金の事業を受けまして整備するということで、昔はし尿の処理だけしておればよかったわけですが、し尿処理をした後に出てくるもの、そういったものを資源化すると、一体的にその施設内で資源化をする、そこまでやって初めて交付金の対象になるということでございまして、その資源化の方法、コンポスト化を考えているのかということでもございましたが、今現在は燐回収ということを中心に考えていると。これは基本計画が策定される中でどの方法が最も効率的で、それがまた循環させていける、いろんな考え方が出てこようと思っておりますので、その作業をしながら最終的には決定したいというふうに考えております。

それから敷地面積の考え方でございますが、議員おっしゃられたように、今の現施設の北側に当たります公園のところ、ここの施設と、それから通路になっている部分を含めまして、コンパクトな高負荷膜処理であるとか、高負荷処理施設であれば20mの40mという数字が出ております。それで考えますと優におさまると、それで、土地につきましても、地元の地権者のほうからは残地が7畝ぐらいあるわけです。そういった土地についても譲渡の意向はあるようでございますし、町としても工事の状況、工程の中で必要であろうというふうにも考えております。そういった土地も含めると、建設用地としては十分な用地が確保できるんじゃないかというふうに考えております。

それから処理の方式ですが、直営か委託かということでございます。今現在、直営で、2名に臨時職員1名の体制で行っております。標準脱窒素処理方式ということでやっておりまして、今後処理方式が変わる可能性もあるわけですが、コンピューター等によります自動開閉の装置と非常に近代的な施設に今なっておりますので、そういった面では人件費的な部分では、人数が今以上に要るのかどうか、そこらあたりがちょっとまだ不明なところではございます。ただ、専門的に外注、委託する必要性のある部分というのは今より増

えてくると思いますし、いずれにしましても基本計画を策定する中で今後はっきりわかってくるというような状況でございますので、直営か委託かという部分については、私のほうからまだはっきり言えないところではございます

それからもう一つ、ゼオライトの関係でございますが、委託先はどこになるのかということでございます。お手元の説明資料の中にも書いておりますように、産官学の3者で取り組みを行ったということでございまして、平成17年、18年から、当時は四国産業・技術振興センターが最初音頭をとって、それに愛媛大学、それから高知工科大学、それから四国ポンプ、ラサ工業、井原工業、それから産業共同研究所、それにユイ工業、こういったところが焼却灰のゼオライト化が図れないかということで始めたようでございます。

最終的にはユイ工業と愛媛大学、工科大学、それから四万十町、ラサ工業、この5者が今現在、特許申請中でございます。まだ審査の段階でございまして、まだ特許取得というところまでは行っておりませんが、この中でユイ工業さんが唯一事業所ということで参加をしておりますので、これの、ゼオライトの、実証用のゼオライトを製作するという部分についてはユイ工業にお願いするということになります。

それから、ゼオライトとはどんなものかというご質問につきましては、非常に多孔質の穴のあいたひし状の、ぱっと見て固形化する前はちょっと砂のような状況になります。それは集めてもっと大きなブロックにするという方式もありますが、そうしていくと、それなりにお金がかかっていくということにもなります。天然ゼオライトというものもございまして、そこの発掘は島根県のほうが非常に多いということではございます。ただ天然ゼオライトは非常に値段が高いということもございまして、焼却灰からつくる部分でのほうが安く製造できるというふうにも考えてますし、灰の有効利用、それによって埋立処分場の延命化ということも図れるということで現在進めております。

ゼオライトが有効であるかどうかという質問でございますが、その実証試験をやった部分が、スプレー菊の実証に、施肥と言いますか、土壌改良材として土壌に投入しまして実験をした結果が出ております。その結果、普通やっておるところとやってないところと言いますと、20センチから25センチぐらいの茎の成長が、高く成長したと、それと同時に花芽も多くついたということで、特に菊の場合は切り枝をしながら日もちをさすというようなこともございまして、単価的にも好影響が出たというようなことは出ております。

ただ、今後におきましては、そういったものがほかの作物にも有効に働くのかどうかと、そういったようなことも実証していく必要があるということで今回出させていただき

ました。

それから、延命化がされるとしたら、どれぐらい延命化されるかということでございますが、今600トンぐらいの焼却灰が出ております。そのうち飛灰が約200トン、この飛灰につきましてはゼオライト化できません。その400トンのうちの7割がゼオライト化できると、3割部分についてはいろんなものが混入しておって、仕分けをしたら使えないという状況があるようでございます。それで400トンの7割、4、7、280トンがゼオライト化できるという計算で、今の焼却灰の発生量から計算をしますと、ゼオライト化の施設は特許もとって、それから鉛の含有率、こういったものをさらに低減させるというような研究を今しております、土壌の環境基準150ppm以下になるということにはなっておりますが、灰の状況によったら超える場合も今現在出るかもしれないということもございますので、より50ppmぐらいに軽減させるという研究も同時に行う必要があるというふうに聞いております。そういった状況の中で始める実証化という形にもなってこようと思いますので、あと数年かかるということから考えまして、平成27年からゼオライトを本格的に製作するというふうに考えますと、今現在で、12年でいっぱいになるであろうと言われております。それがさらに27年からやったとしても、8年延命できるという試算をしております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 杉内町民生活課長。

○十和総合支所町民生活課長（杉内和一君） ごみ焼却施設の解体事業についてご説明させていただきます。

議員さんご指摘のとおり、十和地区には昭和町内にごみ焼却場と十和総合支所の裏に小型焼却炉2基あります。支所の裏にあります小型焼却炉につきましては、役場業務で余りました、不要になったごみ等を燃やした既設の焼却炉であります。昭和地区にありますごみ焼却場はレンガづくりで本当簡易な施設なのですが、この施設におきましては平成20年度にダイオキシン類の調査を行いました。この調査に当たりましては須崎の労働基準監督署にご相談かけまして、何ぼ古い施設であってもダイオキシン類ばく露防止対策要綱というのがありまして、火床面積、火を焚く炉の中の面積、それが0.5㎡を超えるものについては、ばく露要綱にのっとった解体計画というのを作成せよということがあります。そこで、十和総合支所裏の焼却炉につきましても0.5㎡ありまして、また、昭和のごみ焼却場におきましても0.7㎡ありまして、基準を超えておりますので、要綱に沿って、

昨年も解体計画を作成いたしました。

次に委託業務の関係ですが、解体事業につきましては建設業者さんだれでも行えるんですが、ただダイオキシンという化学物質を取り扱いますので、そういう面の許可の管理を有する者のいる業者というところで、県内5社の競争見積によりまして事業を発注したいと思っております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） 小型焼却の処分ですけれども、9月補正に旧仁井田保育所の解体工事に伴いまして、そこに設置されている野外の小型焼却炉についても今回処理する予定でございます。これについては、補助金として窪川児童福祉協会のほうに、補助金で仁井田保育所解体工事を行うわけでございますので、そこでは約、それを含めると、1, 125万程度かかりますけれども、そのうち解体に関する費用については260万程度組んでおります。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 大体わかりました。

まず1点目の汚泥再生処理センター。これ、細かいことは今後の基本計画で行くということですが、しかし先ほど言いましたように、敷地面積が決まらなければある程度、どの方式を採用するとかいうことはなかなかできかねないと思いますが、今後の膜処理でやるのか、高脱でやるのか、これは執行部の判断に任せたいと思いますが、それと私、1点目のときに聞き忘れましたが、現施設には焼却施設が附帯しております。ただ今度、膜処理とかなりますとコンパクトになりますので、私の考えですが、焼却施設は附帯しないで、これを今の焼却場の銀河へ持っていったらどうかと思っておりますけれども、そういったお考えはないのかどうなのか、お聞きしてみたいと思います。

それと資源化の、コンポスト化というよりも燐の回収ということでございましたが、将来はこれは肥料にするんだと私は思いますけれども、ただ燐の回収のみで何か肥料にはしないというような、そこらの答弁がちょっとなかったわけですが、私聞きもらしたかもしれませんけれども、再度お答え願いたいと思います。

それと、ごみ焼却解体事業。先ほど答弁いただきましたけれども、炉床面積が0.5㎡という以上はダイオキシン出る可能性があるのも、そういった何が必要だと言われました

が、私ちょっと今朝ネットを見ておりましたら、解体工事の届け出の必要なのは、1時間に200キログラムのものを燃やし、そして炉床面積が2㎡ということ、私、間違いかもしれませんよ、ということ聞いておりましたが、これはやっぱり0.5㎡で決まっておるわけですか。それと、後で一応お答え願いたいと思います。

それで、解体方法。これもネットで見えておりましたら、小さいものでよっこいしょと11トンのあれへ乗せて、会社なり、会社へ持って行って処理する方法であるとか、あるいはまた現場で逐一解体していく方法であるとかいろんな方法があると思います。各業者さんが競って安いよ安いよということで、いろいろ出ておりますわね。見積りをとるときに、そこらも精査されたのかどうなのかと。400万という金額が非常に高いので、そこをお聞きしたかったわけですが、その点、ご答弁願いたいと思います。

それと、ゼオライトです。大体感覚的には何か粒々で砂みたいなので、わかりました。

これ、問題は、先ほどのコンポスト化の場合も出てきますけれども、実証実験やって害がないということではありますが、例えば汚泥肥料なんかは中に有機水銀とか重金属が入ってまいります。そうなったときには、非常に作物やったときに連作障害とか、そういった害が出てきます。前に調べたところ水銀の濃度が高かったということありますけれども、そこらあたりは完璧にクリアされてやられておるのか、その点、再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

焼却施設はどうするのかということでございます。

基本的には焼却施設は併設しないということで考えております。燐を回収した後、助燃剤化として銀河のほうで焼却をするという考え方が1つと、それから燐を回収した後に県内のコンポスト事業者、そういったところへ堆肥化をする資材として委託して搬出するという考え方もあろうと思います。できれば焼却をしないで、そういった有効活用することによってまた資源として循環するといったような方向を今後も模索していきたいというふうには考えているところです。

それから燐の回収ということでございますが、燐を回収をした後肥料化するのかということでございますが、これ、せっかく燐を回収して、ただ売ってしまうのは非常にもったいないという考えも持っております。町内には農協のJAの堆肥センター等もございますし、まだ協議をしているわけではございませんが、燐回収の施設を導入して、どれだけの

量がとれるかというような部分、基本計画の中である程度の量等が把握できましたら、協議もしながら農協の堆肥の特殊性といいますか、磷を添加することによって農協の堆肥の質の向上、そういったものも図れるのかなというような気はしております。

それから重金属、ゼオライトに含まれる重金属についてはどうなのかというご心配でございます。ゼオライトをつくる過程の中で、当然土壌へ混入するものでございますので、それに含まれる重金属はどうなのかということで調査もしております。ホウ素、弗素、六価クロム、マンガン、砒素、カドミウム、銀、水銀、鉛といったようなものから、アルミだとか二酸化鉄であるとか、いろんな元素についての分析もしております。最もその中で鉛の含有率が高いということがネックになっておりまして、19年、20年と工業技術センターのほうで県内の焼却場等の含有率の分析等もしていただきまして、その中で四万十町の銀河が非常に高いということで、その指導を受けまして、焼却時の分別をさらに徹底しまして、安全基準をこれで達成できるというような状況でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 杉内町民生活課長。

○十和総合支所町民生活課長（杉内和一君） 解体計画に関する基準ですが、要綱では火床面積が0.5㎡以上、または焼却能力が1時間に50キログラム以上のものに限るということでありまして、火床面積が0.5㎡以上、1時間に50キログラムというように要綱ではうたわれております。

次に解体の方法ですが、小型焼却炉については煙突を取り外して、その焼却炉の本体と煙突を梱包して処理施設場まで搬送して、処理場の中で解体工事をするようになります。

それと昭和のごみ焼き場については、現地で十分な覆いをして、粉塵が飛散しないような覆いをしてやるようになります。

以上です。

○議長（山岡義正君） 先ほどの16番議員の質問の中で、その他の焼却炉はないかということでしたが、そのほかにございませなかね。

野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） 焼却炉の関係ですが、各小中学校には、今現在は使用しておりませんが、小型の焼却炉は学校のほうにはあります。ただ、その状況についてちょっと今のところ調査しておりませんので、学校のほうには焼却炉があるというところでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 3回ありますので、これだけは覚えておりますので。

今聞きましたが、これ1点目の燐回収、汚泥再生処理センター、燐を回収するだけということで、今課長ももったいないなということで。私はどうもこれはコンポスト化までつくって、ごくわずかな量かもしれませんが、窪川・大正・十和、農業地域ありますので、ぜひ私は有効活用していただきたいと、このように思っております。

それとごみ焼却解体事業。今、私は勘違いしておりまして、町に1件だけかなと思っておりましたが、使われていないのはまだ教育委員会のほうにもあるということで、しかし、これだけ、1基に400万ぐらいかかるとすれば、やはりそういうのを精査して早く計画の中に上げてやらんと、なかなか一挙には、これ、一般財源が要るわけですから、ひとつ各課が精査して、全体でどれぐらいあるのかいうことは私は精査していただきたい。その上で論議していきたいと思っております。

それと、最後のゼオライトでございますが、これは産官学でやったので私は間違いないと思いますけれども、ただゼオライトを汚泥肥料として出す場合には、汚泥肥料としての届け出がいります。カドミ、砒素、水銀でしたか、多分特殊肥料の届け出になると思います。私の記憶違いでなければ、仮にゼオライトが特殊肥料、一般の方に使用される、提供するのであればそういった届け出が、事務的なものが要ると思いますが、その点、要るのか要らないのか、お聞きして終わりたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。コンポスト化をするべきではないかというご質問であると思います。

確かに資源の有効活用ということであれば、コンポスト化ということも非常に大切なことであろうと思います。今年の、今から始めます基本計画、この中でそれも視野に入れながら十分協議をしていきたいというふうに考えてます。

それから、ゼオライトの件ですが、特殊肥料とかそういった分類になるのか、あるいは土壤改良剤、位置づけとしては土壤改良剤になるというふうには考えております。ただ、それについて、土壤改良材として使用する場合は、これについても何らかの届け出なり要するというふうには考えておりますが、まだ現在そこまでちょっと調査しておりませんので、十分にそこは調査をした上でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

4 番中屋康君。

○4 番（中屋 康君） 私のほうは、資料のほうの3ページの款3項1です。

ここには十和の里、認知症グループのホームのスロープの予算の関係であります。これは先般、私の一般質問の指定管理者の項で触れた部分もありました。時間の絡みもありまして、そのときにちょっと詳しくお伺いできない部分がありましたので、再度確認をさせていただくと、今後このスロープの関係についての計画等々もお伺いしたいと思います。これについて2, 100万金額をつけておりまして、新規事業として今からスロープをつけるわけですが、あそこ、この十和の里は2階の施設でありますので、このスロープ、かなり、どういう形でつけていくのか、まずそれが1点。

それから、一般質問の中で触れたんですが、併設してます支援の住宅で、なごみという支援ハウスですか、なごみというのがございました。そこに私、先般その施設にお邪魔して伺ったときに、なごみのほうも周囲にベランダがありまして、ベランダの間が1m弱ぐらいのかかなりのすき間があって、要するに避難用のスペースとして非常に車いすをおろすにしても大変困難な状況にありました。当時その主幹の方のお話、一緒に同行して確認をしても、やはりこれではスロープが欲しいなという感じもいたしましたし、せっかくそういう十和の里のほうに大々的にスロープをつくるということになりましたら、併せてなごみのほうにも、そういう一つの避難用のスロープの手当が欲しかったなという思いがありますので、そのあたりのこと、今後の計画を含めて一つお伺いをしておきたいと思います。

それから、中長期的にこういう事業を今から展開していくということになりますと、同じように福祉関係の避難用のスロープ等々、今から必要な施設がほかにもありやなしやというところも一つお伺いをして、今後の一つの考え方、それから予算のつけ方をこの時点でお伺いをしておきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 杉内町民生活課長。

○十和総合支所町民生活課長（杉内和一君） スロープの件ですが、今、高齢者認知症グループホーム、そこには東側に階段方式の避難路と、そして、西側にループ式の滑り台方式のそれがあるんですが、入所者の身体度等も考慮して避難訓練にも活用できないということで、今回2階から、高知県ひとにやさしいまちづくり条例に準じまして、12分の1の

勾配で、今東側にあります階段式の避難路から山手側へ一回当たって、それから徐々にあの上側の、わかりますね、竹やぶのところ、あそこまで突き当たって、そして入り口のちょうど角になるところです、そこまで約6.1mの勾配で施工する予定です。

それと、なごみとこっちの本館の間のスペースなのですが、あそこについては5年も経過しましたんで、結構腐食いうことがあるのですが、私はスロープについてはすみません、聞き及んでおりませんが、できれば今度の工事の関係で幾ばしかの対策も講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山川健康福祉課長。

○健康福祉課長（山川明彦君） お答えします。

その他の福祉施設で避難路がスロープになってるかどうかということなのですが、施設設置に当たって非常用の避難口、指定されておまして、その部分についてはスロープになってると思いますが、大正の青空なんかの部屋から直接出る場合には、そういった考え方持ってませんので、スロープ等になってないと思いますが、今後そこあたりも検討していきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 4番中屋康君。

○4番（中屋康君） 杉内課長さんからもご返答いただきました。なごみのほうも、そういった一つの、今回の工事の一環として予算化どうかは無理かとしても、今後早急にそういう手当してもらいたいというご要望もありましたので、一つ考慮に入れていただいて、早急に手当をしていただきたらと思います。

私のほうは以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 3点お伺いをします。

説明資料のほうで行きたいと思いますが、2ページ、戸籍システムの更改事業で、議案説明の段階でちょっとわからない点がありましたので何点かお伺いをいたします。

初日の議案説明のときには、いわゆるプロポーザルへの入札の業者が2業者ということを確認説明あったと思うんですが、この確認、まず2業者で間違いなのか。それと、そのときの説明では、現在はこの戸籍システムは日立製であると。それがこのプロポーザルの入札により、ほかのメーカーに変更した場合の予算措置として、来年度には6、

646万4,000円が必要になってくるといったような説明だったと思うんですけども、仮にこのプロポーザルのこの2社の中に、現在のいわゆる日立のメーカーさんの業者さんが多分入ってると思うんですけども、入ってるかどうかの確認でございます。

それと、来年の4月に更新ですので、これ、恐らく議決されたら、大分急いでプロポーザルの入札をして本年度までに、仮に違うメーカー等になった場合には非常に急がれると思うんですけども、ここに、説明資料にあるように、24年ですか、1年あるから、ごめんなさい、23年の勘違いでしたので、これは時間的には余裕があるということですね、はい。

それでは、今の点は省いて、まずメーカーの件とそのプロポーザルに入ってるのと、それと、説明資料で、「準備作業を委託する」とありますけれども、いわゆる戸籍システムのこれは、職員さんではこういった準備ができないのかなと思いましたので、やはり特殊なものですから、こういった専門の業者さんでないと準備ができないのか、この点についてもご説明いただきたいと思います。

それから、次が5ページ目。先ほど16番議員のほうからも質問がありました焼却灰のゼオライトの実証実験に関連してなんですけれども、あそこの銀河の焼却灰の貯蔵庫、あそこに何度かお邪魔したんですけれども、そこには、説明いただいたときにも、先ほど課長から説明があったように、愛媛大学との産官学の協働事業でやってるということで、あそこにゼオライトをつくるミニプラントがあったように思うんですけども、確か、かなりミニプラントといっても1億円近かったように記憶しておりますので、現実あれはミニプラントという説明を受けてたんで、あれでゼオライトをつくるのにどうかなと思うんですけども、あの高額なお金をかけたミニプラントの活用、これはどうなっているのか、この点についてお伺いをします。

それから最後、3点目ですけども、同じく11ページ。これは窪川街分の空き家再生等の推進事業で、いわゆる町営住宅が古くなったのを解体するという事業なんですけれども、ここにあるのが窪川街分のいわゆる東町の17号と22号、2棟を167万4,000円かけて解体するという事業ですけども、私も東町住宅はちょくちょくお邪魔しますが、あと何戸残っているのか。

それと関連しますので、同じような古い木造住宅が古市、それから金上野にあると思うんですけども、これも同じような、入居されてる方が死亡とかということで、あとは入居募集しませんので、こういった住居が窪川街分、十和地区にもあるとは聞いてますけれど

も、今回、窪川街分の事業なんで、窪川街分の東町、古市、そして金上野に同じような木造住宅の残りどのくらいあるのか、数字を上げて答弁願います。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） 14番議員さんにお答えいたします。

この戸籍システムの事業でございますが、戸籍システムは合併時にプロポーザル方式によって、3業者によって行われました。その業者名ですけれども、現在使用しております日立系の業者、それから富士ゼロックス、それからリコーという3業者で行いました。今回はリコー業者が県内では新しく追加の参入はしないというような情報を得ておりますので、結局リコーを使っている自治体がごく少数です。日立系と、それから戸籍システム専門業者の富士ゼロックス、この2業者でプロポーザルを行いたいと考えております。

更新時期としましては、合併時6年を経て、新たに更新をすることになります。ということは、23年度、来年1年かけてどうするのかということを決めなければなりません。もし来年度の当初予算でやれば、プロポーザル、今の日立系の業者がとれば余裕があるんですけども、ほかの業者がとれば更新に10カ月以上かかります。この変換作業が、現在の戸籍システムのデータ変換、それから法務局基準に再び変換するという2つの変換をしなければならないと考えております。

そういったことで今回のプロポーザルは、ここにも書かれてますように、経済的、あるいは操作性、サポート体制、あらゆる面でプロポーザルを行いまして、第2期6年間で2回、12年間通して長期的な経済性をプロポーザルに含めて行いたいと考えております。

それに伴います要件定義でございますが、ご指摘のように企画課職員によりまして、ある程度の要件定義を今現在作業中でございます。そういったことで、庁内である程度プロポーザルの中身というものをつくりまして、仕様書によって、できれば年内中には2社によるプロポーザルを行いたいと考えております。

そのほかに、来年度1年間、もし業者が変わったときのことを考えると、4月1日の更新というのは非常に窓口業務、あるいは人事異動等が煩雑になってかなり混乱しますので、稼働をできれば23年度1月、あるいは2月に行いたいということで、早目の業者間の変換準備作業、これについての打合せ会等について予算化をしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 町営住宅の、木造住宅の築60年近くたったやつの解体工事

の件のご質問ですが、現在、東町団地におきましては、今回２戸の解体工事を補正予算に上げらせてもらっておりますが、それ以外、まだ残るのは木造住宅で７戸残ります。それと古市町については、あとまだ木造で６０年近くたったやつが１３戸残ってます。金上野団地については、あと１０戸、木造の６０年近くたった古いのが残ってます。

当然、ご存知のように現在、金上野、旧自動車学校跡地へまた町営住宅を建設しております、当然皆様方にはまた新しい住宅のほうに今移転してもらうように、６月、７月にかけて家庭訪問はさせてもらいましたが、まだみんな、全員の同意はもらっておりません。それで、空き家になり次第、順次解体すると。当然そのまま置いておくと、一応防犯上の面もありまして、空き家になれば、６０年近くたった老朽住宅ですんで、あとの維持管理のことを考えて解体事業を補助金もらって進めさせていただいております。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） ゼオライトのプラントのことについてお答えをさせていただきます。

現在、実証用のプラントということで設置をされております。このプラントにつきましては１７年、１８年度に、経済産業省の委託事業、地域新生コンソーシアム研究開発事業と言うそうでございますが、その事業を受けまして、焼却灰の無害化・有用物製造・一体化システムということで、ユイ工業さんを中心に設置をされたと。そのときの経費といたしましては、町のほうには経費はかかってないというふうにはお聞きをしております。

それで、ミニプラントを活用できないかということでございますが、処理能力的に、実験プラントということで設置をしておりますので、焼却灰を処理していくということにつきましては、やや小さいということが１つ。それから今、埋立処分をしておるところが、今後１年以内には焼却灰、飛灰とか主灰の使えない部分、そういった部分も埋め立てをしなければならぬという状況にもなっておりますので、プラントをそのままずっと使うということとはできない状況でございます。

以上です。

議長（山岡義正君） １４番下元昇君。

○１４番（下元 昇君） まず１点目の戸籍システムは大体わかりました。

その中で、この説明資料にある、さっき課長からの説明の後に、「広域での共同利用といった将来的な対応等も視野に入れる」と。これはいわゆる窓口業務も、例えば郵便局とかへ委託する、そういったことも含めてのことかなとは思ったんですけども、また答弁

願いたいと思います。この点だけです。あとはわかりました。

それから、ゼオライトのいわゆるミニプラント。あそこも今、課長の答弁では、いずれミニプラントは撤去の方向ということだと思うんですけども、かなりの、町の負担はその当時はなかったとしても、やはり税金を投入してやっていますんで、あれを１７年、１８年でやって、まだ４年もしないうちに、役目が終わったから、はい、さよならと、いかにも無駄遣いというような、町民から見れば、そういった事業、非常に無駄遣いじゃないかなと私は思うんですけども、このミニプラント、ほかには利活用、多分これ専用につくってると思うんで、全く鉄くずで、アルミか鉄だったと思うんですけども、解体してそれで終わりなのか、あとの利用方法は全くないのか。もったいないので、ちょっとお伺いをします。

それから、町営住宅の撤去の件ですけども、戸数はわかりました。これで課長答弁があったように、本年度、金上野に新しい町営住宅を建設中なんですけれども、それで東町が残り７戸、古市が１３戸、金上野が１０戸と、合計ちょうど３０戸残っていますけれども、この３０戸の中に、恐らく全員の方々に金上野住宅のほうに移転の通知といいますか、案内はしていると思うんですけども、この３０戸のうちで、現在、移ってもいいですよと、金上野のほうに、確約をいただいている戸数は何戸あるのか、この点についてお伺いをします。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

ここの文章の関係でちょっと簡単に書き過ぎて、えらい申し訳ありません。

この広域化というのは、現在、四万十町を含めた中西部電算協議会という協議会が、須崎市を中心に行われております。高岡広域と、それから土佐市を含めた広域化を現在、基本システムについてはその協議会で行っております。その職員のサポートを受けまして、アドバイスを受けまして、今回その戸籍システムの要件定義の中で、もしある業者になれば将来的に、土佐市はちょっと無理かと思いますが、須崎、中土佐、四万十、津野、檜原、こういった市町が広域化できるという可能性を秘めております。現在、日立系が四万十町と須崎市、あとはゼロックスになっております。こういった形で、プロポーザルですので、どちらになるかわからないんですが、将来的にそういった形になれば共同電算化、経済的な効果というものも視野に入れて考えております。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君）　ゼオライトのミニプラントの件についてお答えいたします。

プラントにつきましては、設置しまして実働した時間から言いますと、撤去するということについては非常にもったいないというご質問でございます。まさにそのとおりであるというふうにも考えております。

設置をしたときには、経済産業省の補助事業、全額補助でやったと、それで、21年度に撤去するというのであれば、これについてもまた全額の撤去費用が出て、それによって撤去ができるということであつたと聞いております。

ただ、設置目的が焼却灰をゼオライト化するということで、それに対しての実証機と、テストプラントであるということで、十分に実証機としてのゼオライトの製造もしておりませんし、それから製造したゼオライトを使つての作物実験、こういったこともやってないと、このまま中途半端に終わるのはまさしくもったいないということで、今回ゼオライトの製造ということで補正も上げらせてもらっておるところです。1年以内にはその灰で埋め立てをしていく必要が出てくるということで、当然その場所から撤去しなければならないという状況が出てこようと思います。

じゃ、撤去した後はどうするのかということでございますが、撤去して使える部品についてはユイ工業さんのほうが保管をして、再度利用する場合に、使える部分は再利用すること、それから今のテストプラントを改良して大きな処理能力を有するものに改良するということが当然考えられます。そういったことも視野に入れて、撤去するときにそういった部品等の管理、これはできるだけ再利用して無駄のないようにいうことを考えながらやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君）　佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君）　町営住宅の件ですが、先ほど私、東町町営住宅、残るのが7戸言いましたが、すみません、9戸です、訂正させていただきます。コンクリート住宅もありまして、東町団地につきましては、木造の古いので残るのが9戸です。

それから、金上野団地への移転の件ですが、6月、7月にかけて、本年度に入って、全東町、古市、金上野地区の町営住宅を各戸1軒ずつ回りました。その結果ですが、今確実に新しい金上野の町営住宅に移り住みたいと、入居したいという方が11戸です。それで、まだちょっと思案中の方が何人かおりますが、入居したいという方が11戸です。今後におきまして、また新しい4階建の町営住宅がかなり進捗進みまして内部木質化してま

すんで、この住宅におる方で、ちょっと視察といいますか、内覧会といいますか、現場を見たいという方もおりまして、また見てもらえれば、また行く気になる方が出てくると思っております、ちょっとそういう視察の件もご相談今して、全員の移転を考えてはおります。

以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 大体わかりました。その中で、先ほど環境課長の答弁があったように、やはり非常にもったいないんで、本格的なゼオライトの製造になりますと、またこのミニプラントでは現状では余りにもちっちゃいということで、それを、ゼオライトの本格的な製造にするのにはどういったプラントを組むのかちょっとわかりませんが、ぜひともあのプラントを活かし切れるような方法で、ぜひ検討していただきたいと思っています。

それから町営住宅なんですけれども、やはり中には、はっきりされてる方が11戸で、残りは22戸と、それで、あと残り何人かの方々が迷っているという答弁なので、ぜひいろんな問題が、家賃の問題であるとか、やっぱり町から遠くなって買い物に不便になるとか、そういった声で多分入居を遠慮されてる方も多いと思うんで、ぜひ建設課のほうで足を運んで、できるだけ多くの方々に移っていただき、やはりこの一角、いわゆる窪川街分には北琴平、やはり木造じゃないんですけれども、非常に古い2階建ての町営住宅が上下相当数があって、これも同じように、解体するわけにはいきませんが、出たらそのままにしているという住宅があって、どっかの1カ所をやはり何かの、例えば金上野、古市、東町、ある程度近く、それで1戸建てですわね、それぞれが。だからどっかの1区画をやっぱり移っていただいて、同じような、多分60年近く建った木造なんで、だから、そのまんまやっているとこれ、亡くなって出るまで待ってたら多分まだ何十年もかかると思うんですよ。だから話し合いの中で、どっか1区画だけでも更地にして、やはりそこにまた木造で平屋の高齢者にやさしいような町営住宅を建てらすと。何かそこらあたり知恵を絞らないと、窪川街分の町営住宅のあれが前へ進まないと思うんで、ぜひともこれは考えていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、ただいまから10時55分まで休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） 予算資料の2ページの戸籍システムでございますが、平成23年に6,646万4,000円という金額が示されておりますが、これは全部1台でやるのかどうなのか。それと、その事業概要で経常経費の削減に努めるとありますが、どれぐらの削減ができるのか、わかればお示し願いたい。

それと、5ページの一斗俵の沈下橋の重要文化的景観整備事業でございますが、どのあたりの場所なのか、これをやるのは。それとほかに指定された中津川、三島の地区は、大体その箇所はどういう状況なのか、それらに対してはどんな措置をするのか。それと、東屋ですが、こういったような東屋にするのか。私は以前に、ログハウス、休憩所をつくれと、こういう指定された場所には、そういうようなちょっと一般質問をした記憶がございますが、こういった措置であるのかをお伺いしたい。

それと、予算書の34ページの観光費で、まち歩きマップ作製委託料というところがございますが、この案内標識設計委託料。この案内標識というのは大体どの程度のものを予定しているのか、99万8,000円とあります。

結局、私が言いたいのは、四万十町を観光で売り出すならば、もっといろんな標識が要るんじゃないかという観点です。それも統一された、いろんなばらばらな標識じゃなしに。一応こういった四万十町、こうやって売り込みたいんだというんでしたら、統一された標識がベターだという意識でございます。もう一回それで洗い直してもらいたいと、この標識に関しては、ただ単に、思いついただけでやるんじゃないしに。全箇所、もう一回洗い直して取り組んでいただきたい。

それと、19ページに戻りまして、国土調査の事業でございますが、今回、国・県の支出金が50万2,000円減額されているのに、一般財源から403万3,000円が追加という形に示されてますが、これはどういうわけでしょうか。

その点と、32ページ、町有林管理費という項目でございますが、町有林管理委託料として150万円計上されています。これは森林組合に対して出してる金額なのか。また、それならそれで、どの程度の管理を頼んでいるのか、それをちょっとお伺いします。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） お答えいたします。

戸籍システムの更新でございますが、来年度、これは戸籍システム、先ほどお答えいたしました企画提案、プロポーザル型で行おうとするものでございまして、現在2社が一応候補、富士ゼロックス、それから現在行われてます日立、この2社で行おうとしております。

ここに掲げております年度別の計画でございますが、これ、もし現在の日立からほかの業者に変わった場合に変換費用が生じてきますので、現在仮見積で、最大のお金で計上させていただきます。

それからプロポーザル、入札ですけれども、お金の面と、それから操作性、それからサポート体制、あらゆる面で得点で計算しますので、そういった形でやれば、これよりは少しは安くなると考えております。これはすべて一般財源でございます。

それでどのぐらい経済効果があるのかと申しますと、これもプロポーザルで12年間にわたって、一応6年ごとにはこういった更新の何千万かというようなお金が生じます、どちらも。その間の5年間、普通の年度は1年間の管理運営費、ここでは400万程度かかっておりますが、これについても入札ですできるだけ安く、信頼性における操作性のいい会社の選定に努力したいと。

先ほど言いましたように、この12年間で、将来的に例えば四万十町、あるいは須崎市が同じような業者にもしなれば、この地域全体で電算共同化のことも考えると、すべての自治体のシステムを1つにすることで安くなると、効率化しやすいということも、将来的な視野ですけれども、そういったことも考えております。経済的には、その部分ではちょっとお金をはじくことができませんが、入札によります12年間の経済的な費用の削減、それから、将来的にあるかもしれない広域化、そういったもので、中長期的な考えで削減に取り組みたいという考えでございます。具体的な金額というものは、すみません、ちょっと出にくいですが、プロポーザルをした後の金額については、また報告できるかと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

この場所はどこになるのかというご質問でございますが、米奥地区の大橋を渡りまして、すぐに道路の北側になる部分でございます。林野庁から払い下げを受けた町有地でございます。

それから、一斗俵以外の、そのほかの地区はどうかということでございますが、これ、昨年度それぞれの地区でワークショップということで、地元の方に集まっていた中で、それぞれ協議をしてきた経過がございます。その中で、一斗俵地区は便益施設がないと、トイレ施設が唯一ない地区でもございます。それと、地元の住民の方の前向きなご意見、そういったものもあって、公園としての整備をしてほしいということがございまして、今年度はトイレと、それから標識、それから看板等の案内板、そういったものの整備をするということで上げております。

先ほど、東屋につきましてはログハウスでやってはどうかということ、ご意見がございました。今年につきましてはそういったものの設計、それを計上しております。設計をした上で来年度、東屋は設置するという方向でございまして、そういった部分も検討して、ご意見として反映させることができれば、させていきたいというふうにも考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） お答えします。

国土調査の関係でございます。まず、県支出金が50万2,000円減額になり、一般財源が403万3,000円となった分でございますけれども、県の支出金につきましては測量部分の入札の減ということで、この分を補助対象から減額したということとなっております。

一般財源の403万3,000円でございます。これにつきましては、時間外手当については、過年度分の処理、また、現年度分の処理ということで、職員の方が残業しております、この手当を見込んでおります。

また、13節委託料でございますけれども、102万5,000円ということで計上しておりますけれども、これにつきましては、過年度分、平成6年度に調査した区域でございますが、そこでは場整備が計画されております。この中で県道との間に誤差が生じておりまして、県との協議の結果、国土調査のほうで修正をしなければ場整備ができないということになりました。その結果、今回補正を上げていただきまして、赤線及び青線の修正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えさせていただきます。

観光総務費のまち歩きマップの作製委託料108万円でございますけれども、内容としては、町内の観光施設や食事どころが一目で紹介できまして、点在する観光施設をわかりやすく紹介し、点で結び観光めぐりをしていただき、少しでも長く町内に滞在していただくことを目的とする観光マップでございます。

それから、案内標識の設計委託料につきましては、平成25年3月に高速道路が延伸予定になってますけれども、その観光案内の標識ですが、この設計委託料はあぐり道の駅から大井野の橋周辺までの3カ所に電光掲示板の案内標識の整備を考えてます。これは、町、あるいは観光協会のほうから直接操作ができて、今日の行事はこんなことをやってますとかいう、日々の行事案内ができるような大きな掲示板を考えてます。そして、例えば大井野でしたら、十和・大正も含めたいろんな行事が一目でわかるような電光掲示板的な形を考えております。

なお、議員さんおっしゃられますように、マップ及び案内標識につきましては、できるだけ統一した看板なんかも今後取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 町有林管理の委託は森林組合かというご質問でございますが、これは場所は見付の轟地区でございまして、ここは森林組合か一般の組合かまだ決めておりません。

それで、規模でございますが、規模のご質問でございますが、作業道を計画しております。町といたしましては1ヘクタール当たり250mを目標に作業道をつけております。そういった関係で、この対象になります山林は3ヘクタールでございますので、750mを計画しておるところでございます。その費用が150万という補正でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） わかりました。

この戸籍システムですが6,600、一般財源でございますんで、この文言どおり、やはり経費削減に一生懸命努めるということで頑張ってください。

それと、重要文化的景観の件でございますが、観光を目指すならば一刻でも早く、やはりせっかく重要文化的景観に認定されましたんで、それを生かすことをとにかく早急に手

を打っていただきたい。やはり何かをしようと、活気づかそうと思ったら、使えるところは金をつぎ込まんとうしようもないと思います、ただけちってばかりでは。そのところを見誤らんと、ちゃんとつぎ込んでください、つぎ込むところは。

それと、国調の件でございますが、時間外手当も出せるぐらい頑張っておるんでしたら、何かこう成果が余り見えないですね、国調。いつも遅い遅いで、ちょっと遅いじゃないということを言われてますんで、その成果を出せるようにとにかく取り組んでいただきたい。

あとは町有林の件はわかりました。作業道でしたら、これは当然必要なことですし、やってもらわないけません。

それと、まち歩きでございます。やはり電光掲示板的な看板というのは、それは夜間も見えてうんといいとは思いますが、何ていうがですか、目立つ感覚が欲しいがですよ、この四万十町の看板だという。それで、電光掲示板そのものの中身は変わらんとしますが、その周りに何か工夫があってもいいんじゃないかなという思いですが、私の思いは。要は、高知県やったらクジラのマークみたいな、人形みたいなのがありますよね。あれの、うちの、この四万十町の看板だというようなものを考えていただけたらうんといいと思いますが。それと、先ほども言うたように、ほかの要は案内掲示板も、その3カ所だけじゃなしに、やはり取り組んでいただきたい。観光目指すんでしたら、そこら辺をよろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林健三君） 3点ほどやらせていただきたいと思います。

まず最初に、予算書の中にあります19ページでございます。2款5項2目13節委託料。先ほど池本議員からもありましたが、国土調査事業について、どこに委託するのか、まずその1点。

それから、ページ数は26ページになります、4款1項6目13節の、この資料の中には4ページにあります汚泥再生処理センター施設整備事業。先ほど田邊議員からもちょっと説明がありましたが、焼却施設をやるからという話がありましたが、当初私が聞いた時点では27億予算計上、それぐらい要りますということがありましたが、今回のこの説明書、資料を見ますと、約19億という、ありますが、その差、どうしてこれぐらいの金額になったのかとお聞きしたいと思います。

それから、ページ数、予算では35ページの7款1項3目15節の、この資料の中には8ページにあります興津坂展望施設整備事業でございますが、予算のほうでは312万2,000円の中にあります休憩所新築工事102万9,000円。どういう形でどういう委託をするのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） お答えをいたします。

19ページ13節の委託料102万5,000円でございます。これについては長狭物の測量ということでございますけれども、現在のところ、どこにするのかというところはまだ決めておりません。今後入札にするのか、そういった対応でやりたいと思います。平成6年のころでございますので、もしデータが相手側に残っていれば、そこをお願いする場合もありますけども、今のところは具体的にどこというのは決めておりませんので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

汚泥再生処理センターの総事業費の件でございます。27億が19億にどうしてなったのかということでございますが、私が昨年度、21年度から環境課長になりまして説明させていただく中では、確か16億8,000万というような数字はお示しをしたと思います。今回それが19億になっておる分につきましては、今のセンターの取り壊しと、跡地利用、そういった部分で1億5,000万追加したものでございますので、19億近いものということになっております。その前段の27億円というのは、ちょっと私のほうでは承知をしていないところです。よろしいですかね。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えいたします。

予算資料の8ページの興津坂展望整備事業の工事内容についてお答えをさせていただきます。

造成工事につきましては通常の造成をさせていただきまして、休憩所につきましては木造の休憩所と、ガードレールにつきましても木製のガードレールを使った形を、入札をかけまして行いたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林健三君） まず最初に国調の問題でございますが、池本議員からも話があり

ました。４０３万、時間外の関係が出ておったようでございます。委託先というのはまだ決めてないと、今課長のほうから答弁がありました、現在国調のほうは、４０３万の件もありますが、神ノ西か、今年は国調については神ノ西をやっているということでしょう。

この予算の関係があるかないかわかりませんが、歳出歳入の関係のやつでGISの件が計上されております。このGISというのは、辞書を引きますと「データ化された地図」という件が載っておりますが、私も街分については随分GISの図面を見させていただきました。来年度について、今回は神ノ西をやってるんですが、神ノ西は今年で終わるがですか。来年度、ほんでどこをやるのか、その辺お聞きしたいと思います。

それから、３点目の汚泥の関係でございます、若井の。先ほど田邊議員が言いましたように、焼却施設を若井じゃなしに銀河のほうで処理するという話がありましたが、その関係で私の聞いていた２７億か、というがから減額になったのか、再度その辺をもう一回聞きたいと思います。

そして、この汚泥の関係でございますが、今まで稼働して３２年が経っているようでございます。その間に、課長もわかってると思いますが、協力金。この施設つくったときに、私の記憶では４地区、若井、口神、それから大向、そして漁業組合に幾らかの協力金を払っていたように私は記憶しておりますが、もし今後においてもその協力金を支払っていくのか、その辺、明確にご答弁いただきたいと思います。

そして、興津坂については木造でやると言っておりましたが、展望台といえ、先ほど池本議員からもありました一斗俵の問題。ぜひともログぐらいでやったら私はいいのではないかと考えておりますが、その辺の課長のもう一回答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） お答えをいたします。

GISの関係ですけれども、これは平成１９年度末に完成をしております。この成果というものは、国土調査が完了しているところについては国調の成果が入っております。未整備のところについても、一応データ化したような形で整備をして、パソコンの画面上に表示をするような形になっております。

このGISについては国土調査の事業とまた一つ別のものでございます。国調の成果については、終わり次第そういった形でデータ化は、毎年見直しはしております。

もう一個、過年度分のことでしたか。過年度分については平成９年度からずっと、主に

17年度まで残っております。それについては現在の業務と同時進行のような形で取り組んでおります。場所数で言いますと27カ所ぐらいあったわけですが、いま半分ぐらい終わっております。今年度ほぼと言いますか、3カ所ぐらい残す程度にほぼ今年度完成し、法務局へ送致というような計画をしております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

27億という数字でございます。合併をしまして、処理場の場所、それから処理方式、それから焼却場、そういったことが全く白紙の状態で作出した数字が27億というように、今、ちょっと前課長に聞いたところですが、そういうお話でございます。

処理方式、それによって若干の事業費等が変わりますけれども、詳細に検討してきた数字が今、ここのお手元の資料のほうへ載せておる数字ということになってきます。

ただ、今年、基本計画を策定する中で処理方式も決定し、それに伴う建設費、それから維持管理費、そういったものもその中で詳細に検討することとなっておりますので、この数字につきましても若干変わる可能性はあろうというふうに思います。そういったことで、今現在はここへ載せておる数字が最も現実的な数字ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、協力金としての支払いについてどうなっておるかということでございます。

本施設が32年たっております。ただ、建設当時、昭和54年から操業してますが、建設始まったのは、話が始まったのは五十一、二年ごろからということで、当時、し尿処理施設というものは全く住民の方に認知をされてなかったというような状況もございまして、そういった施設ができると非常に河川の水質汚濁とか、そういったものを心配されるというような状況もあったように思います。それから5年ごとに見直しをするというようなことで、5年ごとにそういった形で地元との話というようなことをやってきたというふうに聞いております。実際に、今現在、そういった部分での支出もしております。

ただ、この32年間で河川に対する影響、そういったものがはっきり言いまして、全く与えてないというふうに考えております。その当時の状況と今の状況を考えますと、そういった合併浄化槽の普及であるとか、下水道、農集そういったいろんな類似の施設も増えていく中で、次の更新のときにはそういったご理解を願って、そういったものはないという方向でご協議を申し上げていきたいというふうには考えております。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えをいたします。

興津坂展望休憩所でございますけれども、県の木の香るまちづくり推進事業でやっておりまして、設計の予定では寄せ棟のログ風の休憩所で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 汚泥再生処理センターの２７億という数字でございますが、合併した当初、庁舎の建設も含めて大規模なプロジェクト、それに対するある一定の合併特例債の見込みといたしますか、それを考慮したときに、その数値ができたというふうに記憶しております。

その２７億という算定につきましては、近隣の行政、近隣の町村、市町村で大体やった施設に係る経費、そういったものを算定をして、ほんと大まかな数値で出したものでありまして、その当時は、課長が答えましたけれども、どこに設置をするのか、そういった場所も全く白紙の状態でありましたし、広域でやろうというような話も出てきておりました。ですから、本当に近隣の町村の、一番直近でやったそういった施設の経費を参考にして算出をしたというふうに思っております。

それから、汚泥再生処理施設の建設に伴いまして、下流の集落への協力費。これにつきましては、今後のその処理センターの機能とか、そういったものも十分に説明を差し上げる中で、ご理解も賜っていきたいというふうには思っておりますが、歴史的なものもございますので、また各集落との協議、そういったものの中で決定をさせていただきたいと思っております。

○議長（山岡義正君） １２番林健三君。

○１２番（林健三君） まず、国調の件から行きたいと思います。

課長の答弁では、GISと国調とは関係がないような話ししてましたが、私自身の考えでは、かなり影響力はあると思いますよ、これは。あれぐらいはしっかりした図面、田畑、家、ここからここまでですというような感じが出てると思いますよ。私見た感じでは、GISの図面見たときに。ですから、これは町長にお聞きをせないかんと思いますが、今年度は確か高野、神ノ西の辺をやっていたと思います。今回の一般質問の中でも下元議員からありました。一応町長の答弁では、「５班ぐらい増やして２０年計画でやりたい」と言っておりましたが、私は一番最初に手をつけるのは街分じゃと思います。一番難しいとこ、

先やって、あとはそれを、街中を5班ぐらいで実測、今実測しているわけですね。

私はいつも言ってるんですけど、大正・十和がやった方式、発泡スチロールをつけて飛行機を飛ばせと言っておりますが、それが一番の早い、今の、現在のあれじゃないかと思っております。その点について、町長もうその辺の考えを直していただき、先に街分をやり、そしてあとの地区については飛行機を飛ばすという手もあります。

その中で、今、民主政権に政権も変わりまして、菅首相のほうも雇用雇用と言っておりますが、この間、一般質問の中でも、雇用の面でも、若い者が高校を卒業しても、大学を卒業しても就職がないというような就職の事情もあります。私たちのスローガンであります「山・川・海 自然が 人が元気です」というスローガンが、町長、出ておると思えますよ。それに、こういう雇用してあげることによって、私はこのスローガンが成り立っていくがじゃないかと私自身は思っておりますので、再度、その辺を、雇用面で森林組合に委託するがやったら、森林組合の委託の中にも……、私も職員なんかを知っております。窪川の職員の中にコンサルタントに勤めていた人がおります、その中に。実測にしても私の専門分野でありましたので、ぜひやらせてくださいという人間がおりますので、早急に街分をやって、あとのところは飛行機を発砲スチロール、何回も言いますが、飛ばしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、汚泥の、若井の問題でございますが、今から、町長の答弁がありました、協議をしていくということでございます。ぜひともその辺は町民の理解を得るためにも、私は、その施設が26年度供用開始ということ出ておりますが、それまでに大向、口神、そして漁業組合、若井にやるのはもう当然だと思います、その協力金は、その辺のことをぜひ話し合ひしていただきたいと思ひます。

そして興津の休憩所のもんですが、寄せ棟ということで作るようでございます。ぜひともログで、ぜひとも木造でやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山岡義正君） 仲管財契約課長。

○管財契約課長（仲 治幸君） すみません。お答えをいたします。

G I Sと国調の関係でございますけども、これにつきましては確かに国調の成果は入っておりますけども、国調が済んでない地区も、航空写真と照らし合はすと、ほとんど変わらないような形で見えます。しかし、それはあくまでも境界ではございませんので、あくまでもG I Sは参考資料ということでございます。ということでご理解のほどお願ひをし

たいと思います。どうしても境界見るには国調の成果、あるいはそういったもので、図面で見ていただきたいというふうに思っております。

それから、現在行っております若井、高野のほうですけども、19年度から入って、20年度はご存じだと思いますけども、過年度分の処理ということで現地には入っておりません。そしてまた今年度、新たに入っていくとどこでございますけども、来年度ぐらいで若井のあたりが終了するかなとは思っております。

それから、街分を先という件でございますけども、これについては前前田町長がおいでるときに、第6次計画の10年計画を計画する場合に、山林部分、また興津地区、また街分をどうするやという協議をしております。ただ、その中で、山林部分については不在地主がだんだん増えてくるだろうということで、山林部分を先に実行しようということで判断をされております。ということで、山林部分からまた再度入った経緯がございます。

森林組合の関係ですけども、これはこの前、14番議員さんからも質問を受けたとどこでございます。今年度から始めて、一筆地調査について森林組合に委託をして、2名の方が入っております。これについては、今年度は地目等の調査の関係を、境の問題もありますので職員も同行しておりますけども、本年度ほぼ本日で一旦終わりますが、森林組合のほうで今2名体制ですけども、今後面積を増やしたときにどんな対策ができるのかということとを、終わった段階で協議したいと思っております。

先日もお話をしましたように、まだかなり、118平方キロメートルというものの残っておりますので、今後においても早急に完成させたいという思いをしております。森林組合とも協議をして、面積をどれぐらい増やして対応できるのか、また、測量の部分もございまして、そういった一概に面積を増やすだけではなくて、そういった協議もし、また一筆の筆数、それにもかかわってきます。筆数が多いとやっぱり測量とか調査にも時間を要しますので、そこら辺勘案しながら、なるべく多くの面積を実施したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 国土調査につきましては一般質問でもお答えをさせていただきましたが、前前田町長の悲願でございまして、20年という思いも持っておられました。

それを一つの目標にして頑張っていきたいと思いますが、私とすれば受託先の森林組合の体制が整えば、どんどん事業は拡張していきたいと思っております。今、そのちょうど移行期間といいますか、勉強期間といいますか、そういった期間というふうにとらえてお

りますので、これから森林組合の体制が整って面積を増やすと、増やせるということになれば、最大の事業量、そういったものにこぎつけていきたいというふうに思っております。何とか20年で終了させたいと、それを1つの目標とさせていただきたいと思えます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 何点か質問をさせていただきます。

その中で、本当に恥ずかしながらと言いますか、私はアナログ人間ですので、デジタルの言葉というのには非常にわからないことがあります。そこで、本当にこれは勉強不足で申し訳ないんですが、例えば16ページの電算管理ASP共同利用型住宅情報システム・データ移行というので、1,272万8,000円の予算がついておりますが、先ほど、GISとかGPSということについてはやっと追いつくことができましたが、今度新たにASPというのは何だろうかというので、ちょっとその説明をしていただきたいと思います。

次に、税務総務費、予算書の18ページにeLTAx国税連携システム対応のそれで878万3,000円の予算がついております。これは、よく税の申告なんかで、国税局とインターネットで今回申告できるようには国税なんかではなっておりますが、このことに関しては、町税とかもこれが可能になるかどうか、そのために連携システムを対応しているのか、ちょっとその機能的なこと、そこを説明をお願いしたいと思います。

それから、ページ16ページの2款5のケーブルシステム管理運営費の中で音楽使用料64,000円、著作権料だと思います。これについては年間どれくらいの著作権料が、これ以降、大体どれくらい使われていくかということについて質問をいたします。

そして次に、26ページの衛生費のところです。窪川駅前のトイレ清掃委託13万円追加があります。大体トイレ清掃委託ということでは、年間委託料というのは決まっていると思うんですが、追加補正ということ、これはどういうところから追加になったのかということをお教えいただきたいと思います。

また、先ほどから一斗俵の沈下橋の公園整備費等でトイレの清掃等、工事費で、設計管理とともに340万の予算がついておりますが、これ、完成したときにはトイレの清掃及び管理はどこがやられるのかということについての質問です。

次に、ページ47の教育費で文化財保護費。重要文化的景観保存活用計画策定業務委託

で523万4,000円の予算となっております。先ほどどなたかの、執行部のご答弁で、このワークショップも、住民の間でのワークショップも行ったというふうに聞いております。この重要文化的景観、本当にこれは地域を挙げて、町を挙げての、町ぐるみでの景観保存というのは非常に重要なことですので、この活用計画策定委員等はどういうメンバーが入るかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） A S Pについてご説明をさせていただきます。

ただ、すみません、私もアナログ人間でして、実はこのA S P、わかりませんでした。それで、インターネットを通じて調べてみたんですが、やはりちょっとわかりにくいなんです。実際、A S Pとは、これ、辞典で書いてますが、「パソコン用のアプリケーションソフトをインターネットやウェブブラウザを介して使用できるようにするサービス」と書かれちゅうがです。ちょっとわかりにくいので、A S Pは置きまして、そのあとの共同利用型住民情報システムということで説明させていただければ、少しは理解できるんじゃないかと思ひまして、ちょっと説明させていただきます。

この共同利用型というのは今年度の当初、3月議会のときに行政報告のほうでも説明させていただきましたが、先ほど町民課長のほうもちらっと触れておりましたが、四万十町、土佐市、須崎市、中土佐町、津野町の5町村で住民情報系システム、住民票とか税とかいう、一番住民情報の関係の基幹となるシステムでございますが、これを5町村で共同化で利用しようという計画がありまして、これに今現在、取り組んでおります。

先ほどの戸籍システムと同じで、合併当初にこのシステムを四万十町で入れたわけなんですが、使用期間といいますか、耐用年数といいますか、5年、6年が大体耐用年数でして、更新の時期が来てます。24年4月に開始するという予定で、今このシステムの開発に取り組んでおります。

この共同利用型というその内容なんですが、今までは、四万十町もそうなんですが、四万十町と業者との契約で、四万十町独自のシステムを入れていたわけなんですが、これを5町村で共同でシステムを入れろうとしております。つまり、業者のほうは1社になりまして、その業者が構築したシステムを各町村が通信回線により使用すると。多分これがA S P、通信回線で業者が持ってるシステムを利用するという、ここらあたりがA S Pの言う意味じゃないかなと勝手に判断しているところなんですが。A S Pです、すみません。はっきり言って、私もこのA S Pにつきましては、すみません、詳しい説明はできません。

申し訳ありません。すみません、5町村と言いましたが、5市町です。

それで、今、共同化の話をさせていただいておりましたが、ここでこの予算の説明になってしまうんですが、今回、データ移行作業委託料ということで計上させていただいております。今の日程でいきますと、当初予算に要件定義の委託料500万を計上させていただいております。それによりまして、今年の8月に業者のほうと契約をしております。その業者のほうの話によりますと、24年4月に5市町が導入するということになれば、早期に、今現在使っているシステムからデータの掃き出し作業が必要ということで、今回この掃き出し作業に係る分を予算化したところです。

ちょっとわかりにくかったですが、以上です。

○議長（山岡義正君） 松田税務課副課長。

○税務課副課長（松田好文君） 税務課からお答えさせていただきます。

予算資料の17ページ、18ページのところですが、ASP通信委託料、これは何ですかということと、eL TAX連携システム対応に予算が計上されているが、これについて説明ということでした。

まず、ASP通信委託料ですが、これは実は地方電子化協議会というところで国税連携システムについて対応をしております。これは全国の市町村全部加入ということを目指して今、一斉に対応しているところでございます。

それとまず、ASP通信委託料。これについては先ほど企画課長からもありましたが、通信委託業者に地方電子化協議会がプロバイダー的な役割を委託しているという形になっております。これまでは年金なんか、日本年金機構から年金情報なんかをもう既に取り入れておりました。それについて、月1万500円支払っていたところですが、今回、実は国税連携システムを構築することかということかというところですが、2月、3月に確定申告をやるわけですが、その確定申告書3枚つづりになっております。その3枚つづりの真ん中に、2枚目に住民税部分があります。私たちは「マル住」という言い方をしているわけですが、税務署に申告した場合、その2枚目を切り取って各市町村に税務署が送ってきてくれたわけですが、今回からはその作業はしないということになりまして、電子媒体で送りたいということですので、今あるシステムを改修しなければならないということになりまして、そうするとまた、委託しているASPの通信委託料も増えるということになります。いくら増えるかというと、月2万9,400円増えることになってまして、その分を計上させていただいたということです。

そして、次のページの対応作業委託料として、eL T A X 国税連携システム対応作業委託料として 8 4 8 万 3 , 0 0 0 円、それから備品購入費として 3 0 万円、補正で上程させていただいているわけですが、これについてはその改修作業料ということと、備品のほうは端末機の 1 台購入ということでございます。

それから、1 9 節の 2 万 4 , 0 0 0 円、関係費負担金の減額ですが、これは既に計上していたもの、全国の平均値で計算しますので、その差が 2 万 4 , 0 0 0 円あって、マイナス、減額されて、もうこれ支払ってますので、今回マイナスで上程させていただいたということでございます。

以上です。

すみません、抜かっておりました。町税に対応できるかどうかという質問ですが、税は普通、確定申告書を税務署に流して、私たちがその税務署へ行って、今まではその資料をコピーさせてもらったり、最近は確定申告書が 3 枚つづりになって、2 枚目を送っていただくという作業で町民税を課税していたわけですけど、結局税務署は紙ベースでは出さないという方針決定しましたので、今回、電子媒体で受け取るシステム改修するということで、町税にも当然、役に立つということになります。

以上でございます。

( 2 1 番牧野利恵子君「ちょっと最後のところが聞こえなかった。町税」と呼ぶ)

結局、その情報がなければ、町民税、国保税の課税ができませんので、改修をして税務署から電子媒体で送っていただく情報を取り入れて課税させてもらうということですので、町税課税のために役に立つ改修ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 岡本十和総合支所長。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 予算書 1 6 ページ、ケーブルシステム管理運営費の音楽使用料についてお答えをいたしたいと思います。

これにつきましては、6 万 4 , 0 0 0 円、著作権料でございます。今回、日本ケーブル協会で各団体の払う額について調整をしていただいておりますけれども、これが今回 2 団体決まりましたので、2 団体分 6 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。

なお、全体の音楽使用料でございますが、昨年度は 3 4 万 2 , 1 7 5 円を支払いしております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 市川政策監。

○新産業・まちづくり担当政策監（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

ページの47ページになりますが、文化財保護費の523万4,000円の分でございますけれども、うち400万について説明したいと思います。

現在、重要文化的景観につきましては、四万十川流域の流通往来ということで、国のほうには選定も受け、なお追加をしているところでございます。今回、海の部分、港の部分を出してはどうかということでございまして、志和及び興津につきましては、その流域が大変歴史的背景がしっかりしたものがあり、なおかつこれは大変重要なところであるというふうな判断をしまして、これを調査していこうとするものでございます。

これを受けまして、この調査をしますと、文化的景観保存計画策定委員会というのにかけて、これが確かにいいのかどうかというのも精査しなくてはなりません。その部分につきましては、学識経験者並びに文化財保護審議会の委員さんを中心とする9名のメンバーで構成されております。なお、これを受けまして、なおサポート軍団がおりまして、そこにはオブザーバーとして奈良文化財研究所、それから県の文化財の課長補佐等も入っていただいて、これについてはオブザーバーとして参加してもらっております。今回は、志和から興津にかけまして、大鶴津、小鶴津もありますが、それらの世帯も含めまして、全体を調査をしていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 26ページの窪川のトイレの委託料についてお答えをいたします。

この窪川のトイレにつきましてはシルバー人材センターのほうへ委託をしておりますので、そこで清掃してもらっております。今回、単価を統一単価ということで改めましたので、それによります不足ということで13万円の計上となっております。

それから一斗俵の公園整備の中でトイレがございます。これについて、完成した場合に地元に清掃を委託するのかというご質問であったと思います。現在そういった方向で考えているところでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） どうもありがとうございました。

なかなかASPとか、先ほどのeL T A Xとか、そういうシステムというのは非常にわ

かりにくいし、こういう多額の予算が組み込まれていきますので、もちろん住民の多くは私のようなアナログの方が多いのではないかと思いますので、ぜひ用語とか、そういうの、今後、広報等も通じて、ぜひそういうのを説明してほしいと思います。そこですね。

それから次に、駅前のトイレ清掃委託ですが、統一単価にしたということで、それでは統一単価というのはどういうのか。それから清掃の回数とか、週にどれくらい委託しているかということをお教えいただければと思います。

それから、一斗俵、この公園なんか新しくトイレが設置されるということ。特にこの地域においては、もともとキャンプの県外客等が無断で、非常に衛生的にもよくなかったということで、地元の方が、また周辺の方々が熱望されて設置されるということで、非常によかったと思います。ただし、せっかく観光地に来て、トイレが汚かったという例が、時々そういう話を聞くことがありますので、どこへ委託するかですが、まずは観光の人々が見るのは、トイレがきれいかどうかということ見ますので、そこら辺はぜひ、住民の方々と一緒に協議をしていただきたいと思います。それについてのご答弁をお願いします。

また、今回の重要文化的景観保存活用計画策定ということで、志和から興津にかけて調査をしたいということでした。先ほど、一斗俵のところではワークショップを去年やられた。そこで初めて一斗俵の方々も興味を持って、今までそういう文化財の話をしたことのないような方が、すごく地域に興味を持っているという話を向こうのほうからしていただいたことがあります。そういう意味では、地域にどういう喚起させていくかということが大変重要でございますので、専門家だけではなく、ぜひ地域住民を巻き込んでほしいと思いますが、その点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 市川政策監。

○新産業・まちづくり担当政策監（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

先ほどの中で、やはり重要文化的景観、文化財というのは大変わかりにくいございまして、これをすると制約ばかりがかかって、全然地域にプラスにならないとかというのたくさんあったとは思いますが、重要文化的景観につきましては割と柔軟に対応もできていく中で、その重要構成要素になったものについては、ある程度国からの支援も得られるというような利点もあります。その中で、そういうことが理解されるためには、やはり地域との中でワークショップとかいう形で理解してもらうための方策はしていかなければいけないと考えております。

若干内容を、どう言いますか、半分ぐらいと言いますか、ある程度調べまして、そこから入っていくのがいいのではないかと。こういういいものがあるじゃないですかという、やはりちょっと見せてあげないとわからない部分ってたくさんあると思いますので、皆さんにそういうやり方で進んでいってはどうかと、今のところは考えておるところでございます。

なお、いい意見があれば、皆さんの意見を聞きまして私のほうも修正しながら、みんなに理解されやすい、わかりやすい方法でなるべく進めていきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

駅前のトイレの単価の件でございますが、当初、時給750円ということで組んでおりました。臨時の賃金の時間当たり単価839円ということでございますので、今回そこを統一したということでの補正になっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えします。

一斗俵の沈下橋の駐車場のトイレの件ですけれども、トイレにつきましては観光施設すべてにおきまして、本当にきれいにしていないと、来てくれる方に迷惑をかけると思っています。現在、一斗俵の沈下橋につきましては仮設のトイレをやってますけれども、それは地域の方にやっていただいています。引き続き今回の公園につきましても、地元をお願いしたいとは考えておりますけれども、観光施設全体にトイレをきれいにするというのが基本でございますので、それを念頭に置いて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 大体わかりました。

若干気になるところですが、これは、業務委託をするというとき、駅前の清掃委託のことです。働く方にとって賃金が増えていくというのは、それは結構なことだと思いますが、ただ、業務委託というのは行財政改革の一環として、でき得る限りそういう財政をスリムにしていくというところで外部委託などはあるわけですが、750円から839円になったというの、そこがちょっと腑に落ちかねるところですが、その点については交渉の段

階でどうだったんでしょうか。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

その単価のアップということにつきましては、臨時賃金の単価が6,700円ということでやっております。そういったものを割り戻しますと839円ということで、ほかにもシルバーのほうへ委託している他の業務等もございまして、839円でやっているところなんです。今回それに、当初の契約の時点で合わせたということで、当初予算を組んでおった750円で不足した部分、これを追加させていただきということです。

今後におきましては、業務委託をする場合の行政のスリム化といったような観点も当然のことでございますし、再度、来年以降については管財、財政、そういったところと協議しながら、再度、来年に向けてまた一考していきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、昼食のため、ただいまから1時30分まで休憩をします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長より予算書の訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。

樋口総務課長。

○総務課長（樋口 寛君） 大変申し訳ありませんが、予算書、一般会計補正予算に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。予算書の16ページでございます。午前中に質疑のございました、4目電算管理費の13節委託料でございます。「APS」とありますけれども「ASP」の誤りでございますので、申し訳ありませんが訂正をお願いします。

○議長（山岡義正君） 総務課長の訂正は以上です。

続きまして、12番林健三議員より質疑に関する訂正の申し出がっておりますので、これを許可します。

12番林健三君。

○12番（林健三君） 先ほど、26ページと、予算書では4ページにあります汚泥再生処理センターについて、私質問しました。その中で、大向、若井、それから漁業組合、そして口神の件で言いました。すみません、私の質疑の中で不適切な発言をした旨、その部

分を訂正していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 12番林健三議員の訂正の申し出はこれを許可することに決定しました。

続きまして、山脇環境課長より先ほどの答弁に関する、答弁漏れによる追加の申し入れがあつておりますので、これを許可します。

山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 先ほどの私の答弁の中で答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきます。

窪川トイレの清掃についての質問の中で、トイレの汚いのはイメージダウンにつながるのきれいにしてほしいと。それで窪川トイレの清掃回数についての質問でございました。それにつきましては、午前に1回2時間、それから午後1回2時間というふうに、1日に2回の清掃で対応しております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 以上で山脇環境課長の答弁の追加を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） これだけはどうしても言っておきたいと思ひまして、質問いたします。

先ほど、池本議員が34ページ、商工費の観光費の3目の観光費のところで質問いたしましたが、案内板の標識の委託料ということで、電光掲示板という答弁がありました。また、その下にフォトスポット撮影用標識設置工事費として60万あります。非常に少額ではありますが、四万十町が文化景観の指定を受けました。これは全国でもまだ10カ所という非常に貴重な指定であります。標識というのが非常にこれから大事になってくると思います。

統一した標識をつくっていきたいということでありましたが、ヨーロッパではほとんど大きな標識はありません。本当に自然にマッチした、余りけばけばしくなく、皆さんにわかる範囲の標識を立てております。ある面、四万十町のすべての顔になりますので、これは政策監もおりますが、どうかこの標識のあり方、普通の慣行ではない、この四万十川には癒しを求めて皆さんおいでますので、本当にこう癒されるような自然にマッチした、そういう看板をつくらなければいけないと思うわけですが、そういった専門的に、政策監お

りますので、ぜひこの点ではあっちこちにばらばらな標識が立てられても困りますので、設定してちょっと専門的に勉強なさって、しっかりしたものをつくってもらいたいなと思うわけです。

それと、フォトスポットというのは、多分写真をここで撮ったらいいですよという場所の設置だと思うんですけど、それはその人の感性の問題で、ここがいいと思った人がそこで撮るわけで、ここまでやらなくてもいいだろうと。逆に自然の中にそういうものがあるということが異質な感じがするわけですが、そういった点で、なぜ文化的景観の指定を受けたかという視点で、ちょっと観光も含めて考えていただきたいなと思って質問したわけですが、その点での、ちょっと予算と外れるとこもありますが、電光掲示板というのは果たしてこの山の中に似合うかなと思って、ぴんと来ないわけですが、その点、答弁がありましたらお願いします。

○議長（山岡義正君） 市川政策監。

○新産業・まちづくり担当政策監（市川敏英君） 案内板とか標識というのは大変重要でございまして、今、高速道路ができるまでの間に、いかにつくらないかんかということで今頑張って、県の予算等もいただいてやってると思うんですが、重要文化的景観の中の景観にマッチしているかということで、随分案内板については議論されてまして、現在は整備検討委員会というのを設ける中で、簡素な表示板をつくっておる状況があります。したがって今後も、議員おっしゃるとおり、全体に大型化するだけではなくて、やはりわかりやすいというのが一番大事とは思いますが、案内板につきましては十分議論もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それから、案内板でも国道なんかに設置する場合は規格も決まっておりますので、それについてはどうしようもないというところもありますけれども、それぞれの案内をされる部分で、1カ所について2つも3つもその案内板があるようなものもあります。場合によっては登録文化財があり、重要文化的景観があった場合には2つの案内板がそろったりもしますので、若干そういうことについては違和感があるということで、観光客の方からも意見が出ておりますので、そういうことにつきましても整理をしていく必要があると思います。したがって今後は、若干そういうことについて議論しながら進めていきたいと考えますので、よろしくお願いします。

電光掲示板といいますか、これにつきましては、道の駅にも設置するようになっておりますが、それぞれに地域のイベントを案内するには大変有効な手段とは考えておりま

す。今の四万十川沿いに設置するということにつけば、大変違和感があるものかなとは考えますが、大勢の方が集まる場所についてどうあるべきかというのも、若干検討はしていきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） すみません、お答えします。

フォトスポットの撮影用の標識設置ですけれども、昨年、県の景観整備事業、100%事業ですけれども、県下全域でそれぞれの特徴のある写真撮影のできる場所をということで、昨年、一斗俵の沈下橋の周辺、それから下津井の眼鏡橋、それから鯉のぼり公園の場所でフォトスポット撮影のできる場所を整備させていただきました。今年はそういった場所に、3カ所なんですけれども、ぜひ看板を置いて、写真を撮りながら、その説明がわかるような形のものの看板を置くような形をどうかということで、今回3カ所検討させてもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） じゃ、フォトスポットというのは既にもう設置をしているわけですね。そして看板を今度はつけるということ。

それと今、拠点ビジネスで、観光部会でいろいろ論議をしています。その中で、看板の話というか、いかに四万十川に誘客を引き入れるか、看板をどんなにするかということも話し合いをしていますので、そことの連携もしながら、急がず、皆さんの意見も聞きながら、ぜひこれはやっていただきたいと、看板、思うのですが、その点、しっかり連携がとれて検討しているのかということもお聞きしたいし。答弁ありましたら。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） 昨年行いましたフォトスポット撮影場所の整備は、その周辺を草刈り作業的にして、見えるようにいたしました。今年はそういった見えるように、写真撮影ができるようになりましたので、本年度はその周辺に看板をやるという形でございます。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） どうもぴんと来ないんですけど。どうもそういうところに、自然の中にぽっとそういうのあるというのは非常に違和感を感じるわけですが、本当にそれはその人の感性の問題なんでね、ここがいいと思うのは。強制的にここですよというよう

な、変に日本の観光地というのはそういうところあるんですよね。変に宣伝するというか、強制するというか、皆さん一緒になければいけないみたいな。一緒に感じなきゃいけないというようなところがあるんですけど、それは本当に来た人の考えよう、感性の問題なんで、そこは自由にさせてあげたらいいかな思うんですけど、まあ検討してみてください。予算計上されましたが、そういうとこ、もう少し深く検討していただければなと思います。ご答弁ありましたら。

○議長（山岡義正君） 市川政策監。

○新産業・まちづくり担当政策監（市川敏英君） 昨年も県のほうの事業がありまして、フォトスポットの分で整理させてもらった経緯あります。

来られた方が割と短時間に、長時間なかなかおれない方で、写真を撮るところが、どこかいいところありませんかねという。特に一斗俵なんかではちょっと上に上がりますと、今そのスポットがあるわけですが、そこがわかりにくいんです。そういうことで、若干そういう方のフォローするといいますか、そういうとこありますよというような形で今回は計上してると思うんですが。言われるように、それぞれの感性があって、すべてがきれいに見えなくても、部分的なものでもいいかもしれません。そういう面につきましては十分検討していかさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

23番宮地章一君。

○23番（宮地章一君） 池本議員、牧野議員、今の田邊議員といろいろ質問がありました。

私は重要文化的景観の整備事業について質問いたします。

この1点だけですが、非常に気になっておりますので質問するわけですが。本年度3,400万、来年度2,000万の事業費が組まれておりますが、例えばトイレと標識、看板等で3,100万と、非常にものに対して事業費が高いという思いがするわけです。

確かに国の選定を受けて補助金をいただける事業ということでございますが、いかにもこの東屋の設計料にいたしましても、こういうものだけで200万とかいうような事業費の高い事業になっておるということで気になっておるわけですが。何千万もかけてトイレをつくって、どんなもんができるかという思いがするわけです。それが何か思い浮かばんわけですが、あの一斗俵沈下橋を中心にどういう感じのものができるか、説明だけでは難しいかもわかりませんが、ちょっと説明をいただきたいわけです。例えば、私が気になっ

ておるのは、何年か前にふるさと創生事業で私の地区でも東屋をやりました。非常に立派な東屋ですが、当時のせいもあるかも知れませんが、東屋が１２０万くらいです。それがかかなりすばらしい東屋ですので、そんなことから見てみますと、この予算を見てみますと非常に事業費が高いという思いがしますので、お尋ねしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

３，１００万の事業費でございますが、そのうちトイレ部分につきましては１，５００万、それから休憩所、それから植栽とか案内板等で６００万と、合わせまして３，１００万というふうに内訳としては見込んでいるところです。

確かにまだ設計ができておりません。测试の中でトイレの設計、これを１００万充てておりますが、その設計によってはもっと安く上がる場合もあるかと思ひます。トイレと併せまして遊歩道でありますとか、そういったいろんな部分を組み合わせておりまして、予定では遊歩道の設計等も含めて今年度やって、遊歩道は来年やるということになってます。

トイレの場所にしましては、道路の南側にトイレは設置したいと。ただおきが若干高さがありますので、そういったところの構造物、それから取り合わせ、それから駐車場への入り口の部分。いろいろ工事の内容としましては出てくる可能性はございます。

今、補助金の交付の申請の中で、既に２，２００万というお金は、補助金の交付決定が来ているところでございまして、その範囲の中でできるだけやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） ２３番宮地章一君。

○２３番（宮地章一君） 将来的に見まして、一財も半分以上投資をするわけですので、いかにもトイレに１，５００万というのは、常識的に考えると住宅ができるのではないかというくらいのお金をかけてトイレをやるということですが。

それと、これは、行政が事業をやる場合の、僕は一番大きな欠点ではないかというふうに思ひますが、設計料などにしましても非常に高いような思ひがいたします。もう少し経費をかけない形でできないかなという気がするわけです。

例えばトイレですと、一斗俵、確かに重要文化財で、観光地として人が入ってきてくれるという要素は随分あると思ひますけれども、あそこに一挙にたくさんの人が一遍に来る

とかいうことは余りないんじゃないかという気もするわけですので、トイレの設計なんかもう少し考えなければいかんじゃないかなという思いがします。

それと、維持管理ですが、牧野さんの質問にもありました。地元の人をとということですが、よっぽどしっかりしておかないと、こういう非常に大事な観光資源になるところについては、常に清潔にしておくということが必要ですが、あの地区というのは本当に高齢化が急激に進んでおります。そういう中で、契約を結ぶ時点でよほどしっかりした契約をするなりしておかないと、維持管理というのは大変になってくるなという思いがいたします。

今、ちらっと話しましたけれども、私の地区でもふるさと創生事業で300万かけて公園をつくりまして、東屋もやっておるわけですが、本当に失敗だったなという思いがしております。ほとんど1年を通して人が行くことがないという中で、地域は毎年2回の草刈りをやってます。大変な草刈りですが、毎年草刈りだけの公園という状況もありますので、そういうことを踏まえて、この事業については十分気をつけていただきたいというように思います。維持管理等について、そして事業について、もう一度何かあれば答弁願いたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

トイレ、それと設計委託、ともに高いんではないかというご指摘でございます。

これにつきましては、設計の委託によりましてトイレの構造、そういったものも決まってくると思います。できるだけ安うに、そして景観にマッチした、重要文化的景観の地区に建てるトイレとして、みんなが違和感なく、便利に利用できる、そういった施設にしたいと思いますが、経費的には十分できるだけ安く、そしてできるだけ安く浮いた分はほかの整備に、公園整備の中で動かしていきたいというふうには考えております。

それと、維持管理のほうでございますが、それこそ合併浄化槽にいたしますと電気代、それから清掃委託費もろもろかかるということもございまして、できるだけ維持管理を削減しようということで、学校の施設へつなぐことも可能ということございまして、そういった形での節減は図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

2 番岡峯久雄君。

○2 番（岡峯久雄君） 議案第51号一般会計補正予算ですけれども、ほかの議員から質

疑が出るかなと思っておりましたけれども、出なかったので1点だけ質疑をしたいと思います。

予算資料の1ページ、生活交通再編事業ですけれども、急速な高齢社会とか、学校適正配置、また、診療所への送迎など、公共交通の再編というのは今後重要な課題かと思います。

そこで、事業の概要の中で、モデル的な試験運行をするということですが、実施の内容、例えばコースのこととか、その点と、それから、717万4,000円、委託料と車両購入費が予算に上がっておりますけれども、この部分はどこに委託をされるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 生活交通再編事業の実施内容という質問でございます。お答えいたします。

これは昨年度、21年度から計画書のほうを策定しまして、四万十町内の公共交通の再編をやろうということで、今、企画課のほうで取り組んでいるところです。

まず、地域別に行っていこうということで、十和地区から見直しのほうを図っていくということで、昨年度から取り組んでおります。昨年というか、本年の3月から6月にかけて、十和地区の各集落へ住民意見の交換会といいますか、住民意見の聞き取りを行いまして、今回、実証運行をやろうとするものでございまして、今回計画しておりますのは、十和地域で今、公共交通というか、路線バスが走っていない地区、その地区に実証運行としまして、週に1回その地区を走らすという形で行いたいと今、考えております。結局、4集落をやる予定でございまして、1集落につきましては週に1回、今回購入したバスを使いまして、例えばその日にはその集落を1日、十和地区内の中心地までのピストン輸送で回数を増やしてやりたいと。ただ、1集落につきまして週に1回という形で考えております。

それと、委託先ですが、これは北幡観光のほうへ考えております。

○議長（山岡義正君） 2番岡峯久雄君。

○2番（岡峯久雄君） すみません。説明のあった部分もあったということですが、

この試験運行の3カ月間の委託料。これは多分、直接経費といいたいでしょうか、運転手の賃金とか燃料代とか、そういう部分かなと思いますが、3カ月間の試験運行後の車両の取

り扱いはどういうふうなことを考えられておりますか、伺います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 車両のほうにつきましては、補助金ということで北幡観光が購入します。町のほうは、それに補助を出すという形になっております。

（２番岡峯久雄君「委託料の関係」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 委託料の内訳のほうになりますが、運転手経費が３カ月で約９０万７，８００円、あと大きいものでは燃料費が約１２万ぐらいを見ております。

○議長（山岡義正君） ２番岡峯久雄君。

○２番（岡峯久雄君） 年度別の計画では、２３年度に１，０００万、２４年度以降に２，０００万という計画を上げられておりますが、こういった内容の将来的な計画を立てられておるのかを伺いたと思います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） まず一番最初で今、今回、十和地区を行う予定ですが、このあと順次、できましたら来年度には大正地域、また窪川地域のほうへ同じような形で入っていきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

１８番堀本伸一君。

○１８番（堀本伸一君） ２点お伺いをします。

資料１１ページの中で、８款の中で住宅管理費。老朽化された住宅の屋根の修理ということで５１５万ですか、計上をされておりますけれども、これは場所はどこになるのか、そしてまた、この修理費の要望的なものはこういった形で現在上っておるのか。つまり管理体制、そういった住宅の管理体制はどういうふうになっておるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう一点は、予算書の２６ページ。先ほどの２１番議員のほうより質問されたわけですが、その中で１３節委託料の件であります。これ、窪川駅前トイレの清掃委託費ということで１３万が組まれておりますけれども、先ほど執行部のご答弁を聞きながら矛盾を感じておりますので、関連として質問をさせていただきたいというふうに思います。

年間契約で時給７５０円という形での、シルバーさんが対応されておりました。それが

今回 839 円に引き上げをしたということが、理由として臨時職員さんでしたかね、その時間割りというもので時給を換算して出したものであるというような答弁であったというように思うわけですが、これはどういった、百幾らかを上げる内容、どういった協議をされながらそういった対処の仕方になったのか。これ、ここだけで果たして対応のできる問題なのか。いろいろ委託先、あるいは社協のほうの臨時の賃金なんかも 1 つの水準に決まって対応されておられると思うがですね。町が委託されたほかの部分もあるというふうに思うのですが、それが全体的にそうになっていくのか。いま一度、そのあたりが私の解釈の中ではわかりませんでしたので、どういった経過で結局そうなったと。他に問題はないかというような観点で、もう一度ご答弁をいただけたらというふうに思います。

○議長（山岡 義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 町営住宅の修繕事業に関しましてのご質問だと思いますが、計画といたしましては、十和地域の大井川第一団地のふき替えが 2 棟、大井川第 2 団地のふき替え工事が 2 棟、大井川第 3 団地のふき替えが 1 棟、奥内第 1 団地 1 棟、奥内第 2 団地 1 棟、奥内第 3 が 2 棟、小野団地が 3 棟、八木第 1 団地 1 棟の合計 14 棟の屋根のふき替え工事を計上させていただいております。

工法につきましては、今現在ある屋根の上にカバー工法によってふき替え工事を実施いたしたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えいたします。

委託料の金額の単価が途中で変わったと、途中でというか、変わったことについてということでございますが、予算の上では 750 円ということで予算要求をしてきておったと。その契約を結ぶ段階で、契約の単価、こういったものが平均賃金の割り戻したもので、統一単価的な時給というもので結ばんといかんということで金額の変更をしたと。これにつきましては、シルバー等につきましては、特に社会貢献とかいったような部分で、通常の単価よりも安い金額での契約といったことも当然にあるわけでございまして、そういったその契約を結ぶときの単価の……

（18 番堀本伸一君「課長すみません、もうちょっと大きい声で」と呼ぶ）

はい。若干配慮が足りなかったというところはございます。これにつきましては、来年のときには全町的に統一的なものとしてやる必要があるんじゃないかというふうには考え

てます。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） まず1点目でありますけれども、計が14戸ということですが、私はこれ、どういった状況の中で予算要求が上ってきたのかなということです。ですから、雨漏りの修繕ということですから、そこそこのまだ屋根ではあったけれども、何かの要因で突発的に雨漏りがしたということ、暫時対応ということであったかなというふうに考えるわけですが、本来、予算編成、公営住宅の管理体制ということの中で、私は本来、一定町内にあるそうした公営住宅等々の築の年月もわかりますので、その状況を把握しておく必要があるのではないかなと。

ですから例えば、この予算が本来は当初予算で上ってくる必要があるというふうに思うがです。こういった修繕の何が、今のこの9月補正でということはどういった状況であったのかなというところで質問をさせていただいたわけですが、本来は大屋である町が管理していくわけですから、そういった状況の中では、やはりその管理の状態がしっかりとできておれば、単年度でここにぼんと上ってきたという予算編成でなしにして、やっぱり年間、向こう5年、そういった計画の中で、やはりわずかの費用の工事費であっても、計画的に年次別に組んでいけるような状況が本来の管理体制であるし、予算の組み方であろうというふうに思っておるわけです。ですから、こういった状況の中での、普通の雨じゃったら漏らんけど、豪雨が来て漏り出したというようなことで、暫時やってくれということもあるわけですが、そこは私も詳しくわかりませんが、本来はそういった住宅の管理ということであれば、そこがなければやっぱりおかしいし、その管理体制がしっかりとできてないと、本来の予算の組み方というものが私はできんのではないかなというふうに思うがですが、私の考えは間違いでしょうか。もう一度ご答弁をいただきたい。

さらに、今後そういったことを、じゃ、どういうふうに持っていくのかということですから、全体を、すべてということはなかなか難しい面も確かにありますけれども、やっぱり担当課はそういうところは押さえていて、予算をやっぱり考えていくと。そして当初に組んでいくというのが本来のあり方であると思いますので、その考えについてのご答弁があればいただきたいと思います。

それから、委託費の問題ですが、これは課長の説明で内容はわかったわけですが、そうしたことが、その他に弊害が出て……、弊害といいますか、影響が出てくる可能

性はないのかという思いがします。ですから、若干でも上がったということに対処できる雇用の人がええわけじゃけんど、それは、うれしいと思うわけですが、それが相成らんという話を私はここでしゅうわけじゃありません。だから、そういったことを、わずかな金額でもそういうふうな対応をすることが、その他のことに影響が出ませんかということをお願いがですよ。

シルバー人材センターで社会貢献をしてもらっておりますよね。それも全体的にそういう見直しのものに持っていくのか。あそこはよかったね、こうらしいですよということになるような取り扱いを町としてする理由、それがいまいち私にはわからんなど。基本的には行財政改革をさらに進めていくと、無駄を省いていくということの町の指針とこういった状況とは、全然私はかけ離れた状況、対処の仕方じゃないかなというふうに思うわけですよ。

だから私も詳しくはわかりませんが、シルバー人材センターのね、やっぱり社会貢献をしていただく、少しでもという形の中で、一定のお年寄りのご協力をやって、まあ中には若い人もおりますけんど、いただいておるシルバー人材センターの定義はどういったものであるのかということも併せてご答弁をいただければというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 町営住宅の修繕の件の質問ですが、当然議員さんおっしゃるとおり、管理は町、家主はうちで、現在約520戸弱の町営住宅を管理している状況でございます。

その中で今回修繕に上げましたのはたまたま十和地域になったわけですが、当然、当初予算のときになぜ組まなかったかというご質問でしたが、ちょっと当初予算のときにはまだその雨漏りの状況とかが把握できなかった面もありまして、言うたら限られた、果てしなく修繕したいと思えば山ほど、520戸弱あるわけで、次から次へやれば果てしなくあるわけです。その中で状況を皆一応把握いたしまして、極端にひどいと、状況が悪いと。それで、今回計上させていただきましたのは、約30年前くらいの鉄板の瓦ぶきの屋根です。その間、管理もなされてなかったのが一番まずい原因かと思いますが、今回どうしても年度途中の9月の補正ではありますが、計上させていただきまして、修繕し、また住人の方に対して快適な環境を与えたいとは思っております。

その中で、今後といたしましては、当然520戸弱の町営住宅管理しゅうわけで、その中で一番状況のひどい順いうても、予算に限りはありますんで、なかなか対応し切れんと

ころもありまして、いろんな住民の方のご要望にこたえられる限りこたえられるような管理の仕方で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

それこそシルバーの定義ということでございますが、若干私、勉強不足でございます、一定現役を退いた方が社会貢献をするということによって立ち上がった組織というふうには理解をしているところですが、詳しいところまでは承知してませんので、ご容赦いただきたいと思います。

それから、単価の関係でございますが、シルバーとは単価契約という形でやっておりまして、それによりまして、単価を上げた関係で不足が生じたということにはなっております。

この単価のことについて、そのほかの団体との契約、そういったようなものに影響があるのではないかとということでございますが、シルバーに対して環境課のほうから窪川のトイレの委託をかけた部分につきましては、先ほども申しましたが、6,700円の臨時賃金、これを割り戻した結果で839円ということで単価契約をしたと。これにつきましては、それぞれのところがそれぞれの団体ともやっているいろんな契約がございます。そこについては詳細にこの場で、すぐにこういった影響があるというようなところまでちょっとお答えできないということで、勘弁をお願いしたいと思いますが。

以上です。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） まず住宅の修理の件ですけれど、それは課長の答弁をいただきましたが、予算づけをしていただいて修理に当たるということは大変ありがたく思っております。

私の言いたいのは、雨漏りに至るような状況に次から次あるということですので、そのことをとらえて、やはり計画的に私は予算を上げていくのが本当であろうと。その中にいろいろ難しいところは十分わかりますけれども、本来そういったことで予算編成をやっばり行うというのが基本でありますから、管理体制も大変である中で、やっばりさらには把握をしていっていただきたいなと。これは全町の問題ですけど、というふうに思います。

補正でも組まざるを得ないという状況があるわけですから、その内容については私も若干私も理解をしておるわけですが、そういったもろもろの問題を踏まえた予算編成

に至らんと、私はおかしいのではないかなというふうに思いますので、提言をしておきたいというふうに思います。

それから、トイレの清掃委託料の件ですけれども、そういった状況で、判断がどの範囲の中での判断で決定をしたのかという、私はできるのかなと、そんな簡単に。それは町内で、どの範囲でそういったことを話して協議をした結果、対応したのか。あるいは担当の課の課長の何でそういったことがされたのか。私はやっぱりそのあたりは、わずかな金額でも慎重なやっぱり協議をされた結果でないといかんというふうに思うわけですが、いま一度そのあたりを聞いて、他の問題との整合性、その他の、例えば社協の方々もそういった750円程度の時給になっておるのではないかなというふうに思いますので、そういったとこの問題と、先ほども言いましたけれども、行財政改革という形から考えると、町の姿勢と私は外れていくのではないかなと。そのあたりを考えた場合に、これは、この問題は再度慎重に協議をし直す必要があるのではないかなというふうに私は思うわけですが、いかかでしょうか。

すみません。質疑の中で不適切な発言をした旨、その部分を訂正していただきたいと思っています。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一議員の訂正の申し出は、これを許可することに決定しました。

山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

先ほど、すみません、6,700円を割り戻した単価と申し上げましたが、6,500円でございます。訂正させていただきます。

それから、契約について、慎重に当然すべきではないかというふうに私も考えているところです。契約を結ぶ段階で、私もこれについては確認をした上で判も押さないかざったところでございますが、契約担当課のほうへ持って行って、契約、最終的にするということに、契約担当課のほうから単価についてそれでええがかという話もありまして、それによって見直したということの後日聞いたところではございます。

確かに、先ほども申し上げましたように、社会貢献といったような部分で、シルバーの単価といったものもあるようでもございますし、そういったことによって今後契約していくということは、非常に大切であろうとも考えておりますので、そういうことで、これは環境課だけでなく、全庁的にそういった統一を図っていくということで、財政担当とは話

をしているところです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 他に質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 大変6億の補正予算、午前中からそれぞれ同僚議員が質疑をされましたので、できるだけ省いていきたいと思いますけれども、十数点にわたって質問していきたいというふうに思ってます。

まず、歳入ですが、依存財務であります地方交付税のうちの普通交付税が決定をされて、約3億近いものが今回計上をされました。20年度、21年度決算ともに交付税は増額傾向にございまして、22年度も今の状況で行くと、まだ特交がはっきりわからん状況ですが、前年度並みの交付税が確定するのではないかなというふうに希望的に思っておるわけですが、今回普通交付税が確定されました2億9,600万余りを含めて、普通交付税と特交の金額を別々にどうかお知らせを願いたいなというふうに思ってます。

これに関係して歳出で、今回の2億9,600万プラスアルファで、3億何がしかの施設等整備基金に今回歳出で計上されてます。当然、今後のまた事業を考えた場合に、当然基金というのは大事ですが、またある反面では、四万十町住民が経済的にも雇用的にも大変苦しい中であって、施設等整備基金として3億余りの基金の積み立てが順当なのかどうなのか。できれば財政調整基金ないし減債基金に回したほうがいいのではないかなと私自身は個人的には考えてますが、なぜ今回、施設等整備基金に3億余りの金を積み立てをする必要性について。そんなに今年度の予算、今後消化する予定がないのかどうなのか、それについてまずお伺いをしてみたいと思ってます。

それと、最初に予算書のほうから入って行って、あと予算資料に入っていきたいと思いますが、予算書の13ページ、これ、交付税との関係ですが、町債の中で臨時財政対策債が今回も8,600万余り計上されて、トータルで6億8,600万余りの計上があるわけですが、20、21年度決算見てもこのような臨財債の借り入れというか、そういうことがないわけですが、今年度、何でこのような形で臨時財政対策債を多く計上をしなければならないのか、その理由について答弁をいただきたいと思ってます。

段々の同僚議員が質問しましたので、できるだけ省いていきたいと思います。歳出の26ページに行きますね。これは斎場費ですが、金額の高を聞くわけではありませんが、斎場の備品購入費が8万9,000円ほど計上されてます。恐らく私の一般質問に対応し

ての予算計上だと思いますけれども、どういう内容の備品購入費なのか、それについて答弁をいただきたいと思っています。

続きまして、ページでいくと32ページ、予算書です。農林水産業費の林業費の中で、四万十町バイオマスPR用パネル制作委託料というのが34万何がしかついてます。その内容について説明がなかったと思いますので、どういう内容の制作品の委託なのか、答弁を求めたいと思います。

続いて、39ページの土木費の中の住宅管理費の19で、ケーブルシステム加入工事負担金の30万が出てますが、恐らく町営住宅にケーブルシステムを設置をしようという負担金なのかなというふうに勝手に考えてますが、答弁を明らかにしてほしいと思います。

それで予算書のほうは終わりました、予算資料に、ページ順に追っていきたいと思いますが、今、先ほど岡峯議員からも、生活交通再編事業の中での事業の内容について質問があり答弁もありました。今日は課長もご承知のように、町長も承知のように、総務常任委員会でも大変これ、重要な問題と位置づけて、執行部とともに、ともに検討してきました。

しかし今回計上するに当たっては、総務常任委員会には何らこういう説明もないままに計上されたやり方、これについて町長、どう思うのかも含めてお聞きをしたいわけですが、その答弁の中で、北幡観光に補助を出して、北幡観光の所有としてバスを補助するというやり方ですが、今後の計画も、企画課長からは、大正・窪川も含めて来年度以降も計画したいということでもありますけれども、確かに北幡観光・高南観光が、四万十町には民間の業者がございます。そしてある面では、地元の雇用ということを考えていくなれば、本当に北幡観光に補助金出して車両をあてがうことが今後いいのかどうなのか、そこら辺の検討十分された上で今回の計上したのかどうなのか、それについて答弁を求めたいと思います。

続きまして、ページの5ページになるわけですが、これは段々の午前中からもあって、一斗俵のトイレの問題ですが、今の最後の答弁聞きよって、合併浄化槽にするのかなという答弁のような感じを受け取ったわけですが、そこがちょっと見えてきません。もし今の最終答弁で、学校の近くにあるので、学校の浄化槽に引き込みたいというような答弁であったかのように思うわけですが、その点、もうちょっとはっきりと担当課長からの答弁いただきたいと思っています。

続いてゼオライトの問題でもあるわけですが、これも答弁があつて、質問もあつてです

が、本当にこれそのものが無害化されたゼオライトならば、大変農家にとってはいい土壌改良剤になることは私自身も認識をしていますが、そこを、最終的に販売をできる品質が保証できるゼオライトとして、今回こういう形での予算計上なのか、その確認の意味で再度質問してみたいと思っています。

それと、ページで6ページ、予算資料です。森林整備推進事業の中で、今回減額補正が960万余り出ておりますが、確かに大正の森林組合に、変更前にはそれぞれ機械の購入でしたけれども、今回変更してハーベスタ1台を購入したいということのようですが、その理由。なぜいうのが、恐らく大正町森林組合から要望があって計上しておきながら、今回変更の予算計上、減額計上というのは何なのかというふうに思ってますので、その点についての答弁を求めたい。

続いて8ページの興津の観光スポットの件ですが、これはもともと県道ですね、町長。県道に県の補助をいただいて、県の土地の上にこういうものを建てるということではないかなと私は思うところですね。間違ったら答弁くださいよ、私の推測です。なぜ県に、県道の上にであれば、ましてや県道であれば県にお願いをし、県に設置をさせないのか。県の補助もろうて町が半分ぐらい、半分以上か。こんなやり方ってあるんですか。しっかりした答弁を求めたい。

それと9ページで、町道改良工事、大正地域ですが、今回減額が4,700万出されます。せっかくこれだけの予算がつきながら、何ゆえにというのがちょっとわかりませんので、減額の理由、答弁をください。

それと、スクールバスが今回、12ページですが、3台分の計上がされているわけですが、確かに、1つに統合されるとなると、統合される地域の人々にとって、児童・生徒の通学についてバスが欲しいというのは当然のことであって、購入することは大事だと思いますが、まずスクールバスの3台のうち、何人乗りなのか。一つ気になるのは、いつも言うわけですが、今後のことを考えた場合に、企画課にも関係あるわけですが、公共交通を考えた場合に、文科省の補助をいただきながら、ひもつきのバス購入でいいのかなのか。そこら辺の教育委員会の判断のもとで、こういう形の補助もらってのスクールバス購入なのかどうなのかについて、1回目の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 山脇財政班班長。

○総務課財政班長（山脇光章君） まず歳入の普通交付税等についてお答えいたします。

予算資料の13ページ、一番最後のページに、今回普通交付税の決定額状況を掲載させ

ていただきました。

ご承知のとおり、平成22年度は大幅な財源不足が拡大する見込みとされまして、それによりまして臨時財政対策債、国の一般会計から国の特別会計、交付税の特別会計へ繰り出す国税5税も決まっておりますので、不足する分については国と地方が折半をすると言われる臨時財政対策債が延びたわけでございます。

しかし、地方税収が落ち込むと、都会では「法人税」と言われる地方税がすごい落ち込みの中で、財源不足の拡大となる見込みで臨時財政対策債が増えたわけですが、地方の地域主権を重視する観点から、山間部、中山間部への支援ということも相まって、3年連続で普通交付税がプラスとなりました。本町における普通交付税を7月に決定いたしまして、決定額が64億7,750万9,000円、前年度対比で3億600万余りの増となっております。

そして歳入の予算書の9ページの真ん中ですが、地方交付税は普通交付税と特別交付税がございまして、補正前がありまして、補正額合計があるわけですが、合計、計の内訳ですが、普通交付税が63億1,214万1,000円、特別交付税が4億円ということで、今回の補正は合計で67億1,214万1,000円と補正後となっております。特別交付税は12月、そして3月に算定されますので、現在ちょっと不明な点が多いわけですが、昨年度6億1,800万余りの特別交付税をいただいております。本年度も5億5,000万から6億円程度とするならば、普通交付税と特別交付税合わせた9月補正後の留保的財源については、3億1,300万ぐらいは留保できているということになっておりまして、最終3月補正に向け、今後の需要に対処して、決算対策で調整をさせていただきたいと考えております。

そして今回普通交付税の決定がありました。3年連続プラス。普通交付税と臨時財政債合わせて、4億3,000万余り前年度比から増えております。そのこともありまして、公共施設の建て替え、補強がこれから計画をされております。本庁舎建設では5億ないし6億程度、し尿処理、汚泥再生センターでは2億円程度、十和総合支所でも1億から2億円程度、大正総合支所の耐震改修も1億円程度と見込むならば、一般財源は10億円程度必要やとの見込みで施設整備基金へ、目的として公共施設の耐震改修、安全な施設への整備への目的として、今回施設整備基金へ3億円を計上させていただいております。

なお、財政調整基金については、決算書にもありますように、決算剰余金2億円を積み立てることになりますので、今回は施設整備基金3億円を計上させていただいて、平成2

２年度末の施設整備基金が約８億９，３００万の見込みで計画を立てております。

さらに来年度以降も１０億円程度の一般財源が必要であれば、ある程度の基金の取り崩しも必要ではあると考えておりますので、来年度も引き続き財政状況を見ながら施設整備への目的とした基金への積み立ても行っていきたいという計画で今進めております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

予算書ページ２６ページ、斎場の備品購入費でございますが、これは議員ご質問がありました６月の議会のときにお答えしましたとおり、長いすを３基、３脚といいますか、設置するというものでございます。これにつきましては、大正町森林組合の集成材工場での木製の長いすということで見積もりをとっております。

それから２点目の、ゼオライトが販売できるのかということでございますが、今現在では鉛の含有率が土壤環境基準の中で、土壤の中に含まれる１５０ppm以下というのがございまして、ちょうど値ぎりぎりということでございます。今後、工業技術センターのほうでさらに低減させるための研究を行っていただきまして、それが安全基準として５０以下になるようにということで研究をしていただくということになっております。そういうことになれば安心して使えれると。

それから溶出試験。水とかそういったものに溶け出すとか、そういったことについても試験も当然にしておりますし、それから重金属のそういった成分についても、ゼオライトの中に含まれる、要は灰の中に含まれておるもんがゼオライトになりますが、そういったことの安全性、そういったものも当然見きわめた上で販売していくということになろうと思います。先ほどもお答えしましたように、天然のゼオライトから比べると安価で販売できるのではないかというふうには考えております。

それから、一斗俵のトイレの件でございますが、先ほども説明しましたよう、浄化槽で考えておりますが、公園専用の浄化槽を設置しますと、来訪者のいる時期いない時期、そういったことが当然ございます。いる時期はバス２台ほど来られるということもあつたり、例えば冬場になると来ない日が何日も続くとかいうことになると、浄化槽が非常に不安定になって水質が悪化してしまうと、槽の状態が悪くなるというようなこともございます。そういったことも考えますと、小学校の浄化槽へ配管で接続して、それを利用すると。処理量としましては十分可能であるというふうに聞いておりますので、そういった

対応をしたいというふうに考えているところです。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） まず初めに、予算書のページ39ページ、住宅管理費のケーブルシステムの件ですが、この30万円につきましては、ケーブルシステムの窪川地域におきます加入料の6万円が5戸分です。当然当初に加入してくれておれば、発足時に加入してくれておれば要らあった分ですけど、今現在、当時はケーブルの受信料なんかの負担が当然伴いましたもので、加入してなかった入居者が今新たに加入しようとしゆう5戸分の6万円の30万と。

それから予算資料のページ9ページ。うちの町道の道路関係の社会資本整備事業交付金事業関係でございます。これは先ほど議員さん、大正地域のやつを言っておられました。これ、全町的な問題でありまして、国の国庫補助事業の分で、結局、国の国庫事業ということなんで、前年度におきまして翌年度の事業費のヒアリング、概算要望があるわけです。その概算要望の満額の額で、当初予算をうちは計上させていただいておりました。

それが国の現政府の関係がありまして、本年度、22年度に道路財源というか、道路のほうの予算が一律2割、20%カットということで、実際割り当てがついたのが個々にちょっとずつ違いますが、言うたら概算要望額の約80%の割り当てしかつかなかったということで、各窪川地域・大正地域・十和地域における国庫補助事業の社会資本整備事業交付金事業につきましては、9月で減額補正とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 5番目の質問の、予算書ページ32ページでございます。これはバイオマスPR用のパネル34万1,000円の補正の内容でございますが、これは本年の7月の末に、本町のバイオマスタウン構想が農水省から発表されたことを受けまして、今後各種イベントなんかにPR用のパネル12枚を作成しまして、出店しようというところで、12枚のパネル作成費用の34万1,000円を計上しておるところでございます。まず一番最初に計画しておりますのは、東京の四万十町展への出展を1番目として計画しております。

それから同じく、農林水産課への質問で、11番目の資料の6ページですが、森林整備推進事業費の国・県の補助金905万4,000円が一般財源10万円の減額の理由ということでございますが、これにつきましては議員さんおっしゃいましたように、大正町の

森林組合の件でございまして、組合のほうでは、当初今後の合併も視野に入れて、どのようにコストを縮減するかというような重要なことでありまして、その1つといたしまして、ウインチ付きのグラップルと、グラップル付きのトラックの導入を計画しまして、伐倒、集材、造材、積み込み、小運搬、運搬等の作業システムの効率化を図る予定でございましたが、森林組合におきまして事業を展開していく上で再協議、再検討を重ねた結果、現在行っておる作業システムをより効率化してコスト削減をするには、今回の補正に上げたハーベスタが一番効果的と判断されたための変更減額補正でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） 興津坂展望施設の用地は県道の一部ではないかというご質問にお答えをさせていただきます。

この場所につきましては、興津峠の手前にトンネルがございますけれども、そのトンネルを興津向いて抜けた最初の大きなカーブの先の部分が今回の場所になっておりまして、ここにつきましては個人の民有地になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 生活交通再編事業、この中の実証運行に使うバスの補助金の考え方についてというご質問やったと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今回実証運行に伴う予算要求に当たりましては、先ほどの2番議員さんのご質問にもお答えさせていただきましたが、地域へ入って住民の意見を聞き、企画課のほうでどういう形がいいのか検討してきたところです。

はっきり言いましてこの実際の計画、これにつきましてはまだ確定しているわけではありません。これから町としての案を持ちまして、もう一度この該当する集落へ入りまして、そこで協議をしまして最終的な形で実証運行をやりたいとは考えているところです。

その中で、実証運行用に使う車両を補助金で北幡観光のほうで購入してもらおうという考え方なんです、基本的に、現段階で公共交通の再編が最終的にどうなるかというのは、まだはっきりしたものは見えておりませんが、企画課の考え方としましては、基本路線についてはバス事業者、現在のバス事業者にどうしても担ってもらわなければいけないと考えております。

現段階でも補助金を出しまして今、路線バスを担ってもらっておりますので、今後ここ

れがなくなるということはありませんので、最終的には今回の実証運行で使いますバスにつきましても、その路線バスの事業者に購入していただき、これからの路線再編になるまで何年かかるかわからないんですが、その間については、今の廃止代替バスのかわりとしても使っていただきたいと。町でバスを持つという考え方もありましたが、法律的な面もありまして、今の時点ではやはりその代替バスのかわりという意味合いもありまして、やっぱり事業者のほうで購入をしていただくというのが今の考え方です。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和弘君） それでは私のほうから、学校規模適正検討事業のことについて説明させていただきます。

ただいま質問がありましたが、この資料１２ページでございますが、学校適正配置につきましては関連する事業ということで、一通り事業を上げております。それで、今回の補正予算につきましても、当初予算からのわかりやすい説明ということで、当初予算、６月補正、９月補正という形で示させていただいておりますが、ただいま質問のありましたスクールバスの購入につきましては、６月補正のほうで上げらせていただいておりますのでございます。

それで一応とりあえず１５人乗りを２台、これは若井川小学校、志和小学校のほうに購入予定でございます。それから、２９人乗りが１台、これは家地川小学校のほうへ購入するという予定になっております。

○議長（山岡義正君） １０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

それでは予算書のほうから順に、また理解できない分についてだけ、再度質問してみたいと思いますが、歳入の交付税の関係は今、財政班長のほうから答弁いただきました。内容についてはわかりました。留保財源についても３億１，０００万ほど確保できる見込みだと。決算時期に赤字で困るということはないだろうという答弁のようですが、そういう状況を踏まえて、町長として、こういった施設整備が将来的にあるので、余ったお金はできるだけそういう施設整備基金につぎ込むという考えのもとで計上されてますが、しかし先ほど言いましたように、もっとほかに大事な交付税を今年度もっと使うことが、１２月補正もあるでしょうが、町長としての公約実現に向けてやるべき課題が私はあるのではないかな。基金に積み立てることも大事ですが、もっともっと町民に使う予算編成もあっていいのではないかと私は考えてますが、町長の基本的な考え方をお聞きしてみたいと思っ

てます。

それと歳出で、バイオマスのこともわかりました。ケーブルのことがちょっと担当課長、わかりませんが、はっきりわからざったですが、私、聞きたいのは、今、工事負担金の30万は、工事するについて負担金が要るだろうという思いで質問しました。議長、関連なるかもしれませんが、いからったらとめてください。

こういった形で今後歳入に入ってくる見込みがあるのは、新築された住民は工事金額を、その当時は、申し込みしようにも家がないがために、ケーブルよう引からった家庭が、新築をしたいという思いでケーブルを引きたいと言うたときに、申し込み期限はもうとっくに過ぎてますので、新たに申し込みしたときには家、戸口までの金額が6万円今から要るように普通はなるわけですが、そういったことが今後想定をされて、今もあると思うわけですが、町長として新しく、新規にケーブルシステムに加入したいという方には、6万円の戸口までの工事負担金はお考えなのかどうなのか、関連かもしれませんが、よろしかったらご答弁ください。

それでは、説明資料です。

担当課長からの生活交通再編事業についての答弁はわかりましたが、私が言いたいのは、目下は、今年度、北幡観光に任すしかないかもしれませんが、計画が来年度、再来年度の購入予定もあると思うわけですが、地元でそういう民間の組織をして、地域のことは地域の方が一番知ってますので、そういう形での運行計画も立てる必要性が出てくるのではないかなという思いで質問しましたが、その点、執行部としてどうお考えなのか再度お伺いしたいと思います。

一斗俵の問題ですが、答弁いただきました。合併浄化槽を新たに設置するとなると、お金もかかったり維持管理もかかるので、近くの米奥小学校ですか、に接続したいということですが、本来はこういうことはあっちゃならんと私は考えてます。学校は学校の規模に応じた合併浄化槽を据えてますので、当然いつ据えたかわかりませんが、生徒数が減少されたことも事実でしょうが、本来はそういう行き方は、合併浄化槽はあっちゃならんわけですね。その規模に応じた合併槽をつくってますので、新たに設置をするには新たな合併浄化槽を私は設置するべきだと思いますし、ましてや流動の変動の激しい、季節によっては大量の観光バスが来るような、そういったトイレを学校へ接ぐことになると、逆に学校の合併浄化槽の維持管理が大変難しくなるということが実験的にあるわけですので、簡単に物事は考えないでほしいと思ってますが、その点、再度答弁を求めたい。

それと、東屋の件は再々されましたが、町長、旧大正町時代にもそうでしたけれども、職員採用するに当たって1級建築士を採用したことがあるわけですね、年齢オーバーして特別に特例で。それは町の簡単な建物は設計管理もさそうということで採用した経過があります。それが今、四万十町で職員も1級建築士持った方おられると思うわけですね。今までそういう形で建設課の1級建築士持っておられる職員が、わずかな簡単な工事費金額等の建物等に設計取りかかったことが、町長、あなた、助役、副町長の時代、あったと思いますか。

やはりそういったように忙しいでしょうが、せつかくそういった資格を持ってる職員がおれば、先ほど宮地議員もあつたように、高い設計委託料払わんでも、できることは自分とこでというのが基本にないと私はだめだと思ってますが、町長、答弁をください。

それと観光スポットについては個人の土地だということで、その点は理解しました。

しかし、どこの場所もそうですが、こういう形で休憩所をつくるとね、その周辺がどういことになるかご承知だと思いますが、担当課長。必ずとまって空き缶は捨てる、ごみは捨てる、その辺がもうごみ捨て場になるわけですよ。そういうことを十分把握をした上でやってるのかどうなのか。維持管理は町がせないかんがでしょうが。恐らくそうなるわけですよ。必ずその周辺は大変なことになるわけですよ。そういうことを見据えてしっかりとしなければ、地元からの要望だとかそういうことだけで判断すると、後々地域の方が困ることになるケースがあるわけです。そこをあなたは、あなたいうたら語弊がありますが、担当課長が答弁すると思いますが、町長に答弁求めたいんですが、そういう形で今後の維持管理含めて、しっかりとしたことを考えた上での予算計上なのか、その点について答弁求めます。

余り時間をとらしてもいけませんが、教育委員会については大変6月補正で認めておきながら、今ごろばかみたいなこと聞きました。すみません。

以上で2回目質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、3時5分まで休憩します。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 私のほうから3点、お答えをさせていただきたいと思います。

まず基金への積み立てでございますが、財政班長のほうからご説明も差し上げましたとおり、これから庁舎の建設、それからし尿処理施設、総合支所の改修等々、まだ大きな事業が残っております。本当の一般財源としての持ち出しも10億程度必要になるろうかというふう思います。目の前にそういった必要な資金を構えなければならぬものは決まっておりますので、それに対しての準備を行うことは当たり前でございます。施設整備基金というのはそのための目的の基金でございますので、できるだけそのために準備をしておきたいというふうに思っております。

これからの事業の展開につきましては、まだ12月で予算を補正もしなければならない分が多分出てこようかと思えます。しかし現在、留保資金が1億6,000万ございます。これと、特別交付税の最終の見込みがこれからなされるわけですが、その分も若干出てこようかとも思えます。その面で対応できるのではないかと、そういうふうに考えております。

私の任期4年中に精いっぱいお金を使えということであれば非常に楽なわけですが、なかなかそういうわけにはまいらない。これから非常に財源的にも厳しい時代を迎えてこよう、それも十分予想されますので、そのためにできるだけ貯金、町民の貯金、基金を増やしていきたいというふうには思っているところであります。

それと新規ケーブルの加入者につきまして、これからも正規の6万円を徴収するのかということでございますが、今まではそういうことでずっと一般の加入者に対しても対応をまいりました。しかし、特例的に加入推進期間、そういったものも設けて対応もしていく必要もあるのではないかなというふうに思っておりますが、そのことにつきましては地域振興公社のほうにもまたお願いもいたしたいというふうに思います。

それと1級建築士の絡みでございますが、現在いろんな建物の設計等につきましては、基本設計の、本当の、もとの設計については建設課の建築士のほうで行ってもらっております、概算額の算出等も行っております。しかし、それが本設計ということになりますれば、やはり設計会社のほうに委託をしなければならないと思っております。

現在、庁舎の建設についても建築士がかかわっておりますし、それから金上野の住宅であるとか、清流消防署の建設も進んでおります。そういった既に発注された工事の管理、工事中の精査、あるいは労務中の精査、そういったものも行っておりますし、住宅の管理も建築士のほうで行っております。業務が非常に多忙な状況でございますが、先ほども申しましたように、発注までの計画図等については建築士のほうで行っております。これま

でもずっとそういうことでやってまいりました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 公共交通の実証運行のことについてお答えいたします。

この実証運行ですが、今回が公共交通再編に向けた、これが一番最初の取り組みであります。議員おっしゃられるように、地域の方に担ってもらうという部分や、またタクシー業者にも担ってもらいたい部分もあります。

ただ今回、基本的な路線の部分をやるという第一段階と考えていただければいいと思います。

今後はいろんな手法を組み合わせ、最終的に集落に住む人みんなが便利で使いやすい公共交通のほうに再編していく必要がありますので、今回の実証運行が成功に終わっても、その集落はこのやり方で終わりというわけじゃなしに、そのほかいろいろな方法がありますので、そこらも組み合わせていきたいとは考えております。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

一斗俵のトイレの件でございます。学校施設の浄化槽へ接続するということでございますが、追加接続は具合が悪いんじゃないかということでございますが、現在の教員の数、それから生徒の数、そういったものに対しまして、入り込み客の予想に対しまして、十分浄化槽で、今現在設置の浄化槽で対応できるということで、これは1級建築士を通じまして建築指導課のほうへ確認をして、了解を得ているところです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） 興津坂の展望施設の維持管理の件についてお答えをさせていただきます。

観光施設を建てた後の維持管理につきましては、今回も含めまして、予算要求の段階でどうするか財政とも協議をしたところでございますけれども、議員さんのおっしゃっており、建てた後、缶やごみの山にならないように地元にも協力をお願いするとともに、観光協会との連携による啓発にも努めまして、町の新たな観光スポットとして整備していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。

最後になりますが、今の興津坂の件ですが、当然地元もそういった施設が欲しいという要望があったらと思うわけですが、自分自身も経験あるわけですが、旧大正時代に国道ぶちにずっとごみ置きを置いたがですね。しかしもうやちもない、おむつからいろんなもの、家庭のものから持ってきて置くわけですね。いちごっこながですよ、とれば持ってくる。ですので、非常にそういった意味で今後の維持管理が大変になろうかと思えますけれども、当然地元の協力もいただきながら、町外の方にいい場所で、眺めも大事でしょうが、ぜひ地元の協力を第一にいただくように、その点をお願いをしておきたいと思えます。

町長は、私、答弁を聞いておって、ちょっとおかしいなというのは、私は決してできる金を使えという思いで言ったつもりではありません。できるだけ無駄を省くという意味で設計の話もさせてもらいましたので、目いっぱい使えという思いであなたは受け取ったかしりませんが、私はそういう思いではありません。今の喫緊の、町民が困ってるいろんな課題があるので、できるだけ知恵を絞りながら、できるだけお金をそういった方面に使うことも必要ではないかという質問をしたつもりですが、私の質問が悪かったんでしょう。そういう形の答弁非常に残念に思ってます。

それでは最後ですが、ちょっと聞き漏れたところもあるわけですが最度聞きます。

斎場の件については、大体3脚のいすを据えるということですが、恐らく室外にということだろうと思うわけです。夏場は、天気の良い日は外でベンチへ座って待機をするということはあるわけですが、今から冬場に向かっていきます。外で冬は待機することは、なかなか寒い中で難しい要素もあると思いますが、そこらあたりもできるだけそういった町民の思いも受けとめながら、できるだけ、最期の場所ですので、遺族にとってみれば、よかったなという思いで野辺の送りをするような、備品購入についても今後考えてほしいということをつけ加えておきます。

それと、漏れてたので聞きますが、予算書の39ページの金上野の分譲団地の広告料とというのがあるわけですね。恐らく私の推測では、なかなか思うように土地が売れんなと。一つ宣伝でもしてみようじゃないかなという広告料ではないかなというふうに思ってますが、現在、分譲地が何区画売れたんでしょうか。それと併せて、どこでやったか忘れましてけれども、町産材のお金が出てましたが、何戸が木造住宅で、町の材を使って住宅の建築を現在されているのか。わかっていると思いますが、答弁をいただきたいというふうに

思っています。この750万ですが、何戸分の補助金を今回出そうとされているのかについて、答弁をお願いしたいというに思ってます。

トイレの件は許可を得たということですので、了解をいたしました。

それと森林整備推進事業の、担当課長が答えられた大正町の森林組合の件ですが、私が言いたいのは、そういう森林組合から当初こういったものが欲しいということで、執行部も一生懸命とるために計画も立て、県とも交渉したんじゃないかなと思ってます。それを今回ころっと変わって、こっちが欲しいがよというのを簡単に認めるのかよと私は言いたいわけです。何のために当初予算で要求があったのか。途中からころころ変えるんじゃないかな。もうちょっと計画を直せというような姿勢で私は臨むべきではないかなと。地元の森林組合の私も組合員ですが、この予算書を見てそう思ったわけですが、町長、こういう経済団体のやり方どう思われますか。最後にいい答弁を求めたいと思ってます。もう時間ありませんのでやめます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 佐竹建設課長。

○建設課長（佐竹一夫君） 予算書ページ39ページの、まず最初に、金上野分譲団地広告料36万7,000円についてですが、これは議員おっしゃったように、分譲宅地の分の公告というか、宣伝のためのチラシ作成の分を計上させていただいております。

それから、今の金上野分譲宅地が現在何区画売れたかというご質問やっと思いますが、本議会一番最初、初日に町長のほうから行政報告があったときには、確か5戸いうあれで報告されたと思いますが、今議会中に1件契約いたしましたんで、現在6区画契約済みになりました。

それから、町産材活用助成促進事業補助金750万計上させていただいておりますが、これは先般3月議会でご承認いただきまして始めました町産材の利用促進助成事業の補助金の、家1件建って1坪当たり0.6立米以上の町産材を利用していただいた方には、最高限度額で、最高額で150万の補助金の分の補正追加分です。したがって、4月から現在この9月までに、現在8戸の方が申請ありまして、150万の利用のほうを申請いただきまして、利用できるようになりました。当初予算については10個分計上させていただいておりますんで、あと5戸分、まだこれから3月いっぱいまでありますんで、5戸分の追加で、150万の5戸分ということで750万、9月の補正で追加計上させていただいております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 先ほどの議員さんの質問、基金の関係ですけれども、私も議員さんの思いは十分承知をしているところでございます。

必要なところにはやはりお金を入れ、なるだけ事業等の精査を行って、そういったところへ使っていく。効率のよい予算の執行、そこらあたりは十分理解できると思いますか、わかっているつもりであります。

自分のいろいろこれから行っていきたいこともございますけれども、23年度の予算の中ではそういった事業の精査等も行いまして、できるだけ投資をしなければならない分については、そちらのほうにお金を回し、そして削れる分については削っていき、なおかつ、そういったところを行った上で、基金の積み立ても行っていきたいというふうに思っております。

それから森林組合の計画の変更について、町長としてどう思うかということでございますが、今回の変更につきましては、担当課長のほうからご説明差し上げましたとおり、いろんな事情があった上での変更ということになった経過であろうというふうに思います。

しかし、やはりこういった大きな予算を伴うものにつきましては、当初予算の段階でもっと事業者と十分な話を行って、その計画に従って予算を計上していくというのが一番の形であろうというふうに思います。それなりの事情はあろうかと思えますけれども、今後につきましても事業者と十分な話し合いの中で予算の執行、そういったものを行政内部でも徹底もしていきたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第51号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号平成22年度四万十町一般会計補正予算（第2号）について採決をします。

この表決は挙手により行います。

議案第５１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（山岡義正君） 日程第２ 議案第５２号平成２２年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第３ 議案第５３号平成２２年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）について、日程第４ 議案第５４号平成２２年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）について、以上議案第５２号から議案第５４号までの３議案を一括議題とします。

この３議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第５２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５２号平成２２年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決をします。

議案第５２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５３号平成２２年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

議案第５３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５４号平成２２年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第５４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第５ 議案第５５号平成２２年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第６ 議案第５６号平成２２年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について、日程第７ 議案第５７号平成２２年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、以上議案第５５号から議案第５７号までの３議案を一括議題とします。

この３議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 議案第５６号の後期高齢者医療事業特別会計補正予算の歳入歳出の中で、今回一般会計からの繰入額を１，０００万減額をし、歳出では職員の給与が主な減額の要因ですが、これは内容的には必要なくなったということで、今回職員の給与を削減する補正予算であるのかどうなのか、ちょっと内容がわかりませんので、この１，０００万、今回の減額の内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口 寛君） お答えを申し上げます。

年度当初の会計間異動に伴いまして、この会計から一般会計のほうに異動になった職員がおりまして、その関係で職員給与について減額になったものでございます。

（１０番田邊哲夫君「はい。わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第５５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５５号平成２２年度四万十町老人保健医療事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第５５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第５６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５６号平成２２年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

1号)についてを採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号平成22年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第8 議案第58号平成22年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第9 議案第59号平成22年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、日程第10 議案第60号平成22年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、以上議案第58号から議案第60号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは議案第58号と下水道事業特別会計補正予算について質問してみたいと思いますが。

簡易水道については毎年一般会計からの繰り入れが今後とも増えてくる可能性があるわけですが、今回の補正予算では760万一般会計からの繰り入れを行っております。その

中で、歳出の中で、維持管理委託料の中で157万5,000円が今回、水道施設維持管理業務委託料として計上されております。その内容についてご説明を、答弁をいただきたいと思います。

下水道事業に入りますが、ページ158ページの歳出で、総務管理費の中で、生活排水処理構想策定業務委託料が100万余り計上されてますが、ちょっとこの内容がわかりませんので、詳しくご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋一夫君） ご質問にお答えいたします。

予算書の139ページの簡易水道事業の維持管理費の中の予算、委託料157万5,000円の内容でございますが、これは大正地区12カ所の水道施設委託を3カ月見込んでおります。

これ、今現在、大正地区の水道施設は直営で、西部駐在所の職員が1名直営で維持管理を行っておりますが、来年度退職予定でございます。その職員が維持管理をしておりまして12施設について、民間へアウトソーシングしたいということで、来年度、施設が12カ所ございまして、各施設、なかなか管理、癖がございます。即、民間委託しまして維持管理できるかという、なかなか難しいことがございますので、職員が在職中に3カ月間引き継ぎということで委託をしたいということで、3カ月分の維持管理料、民間への、計上させてもらっています。

続きまして、下水道会計の158ページ、総務管理費13の委託料119万9,000円でございます。

この生活排水処理構想については、平成9年度におきまして、高知県全県域生活排水処理構想が、旧建設省、厚生省、農林水産省3省合同で出されました「汚水処理施設の整備に関する構成策定の基本方針について」に基づき策定されております。この構想策定は各市町村の処理構想をもとに調整、検討したものでございますので、このときに、合併前の各市町村にも生活排水処理構想が策定されております。

この構想は平成15年度に一度見直しが行われておりますが、県は再度、本年度において市町村合併などの社会情勢の変化や、国からの見直しの要請の通知が出ることにより、高知県全県域生活排水処理構想の見直しを実施する予定となっております。このためにも各市町村の生活排水処理構想の策定の見直しを行うことが必要となってくることから、今

回のこの業務のために委託料を計上しております。

委託の内容としましては、各全市町村の下水道、それから農業集落排水施設整備事業、合併浄化槽等で、どの地域をどのように整備するかという、ゾーニングと言いますかね、それをまとめる策定事業となっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 明快な答弁いただきました。非常にわかりやすく答弁いただきました。

簡易水道の件については、委託の内容についてはわかりますが、確かに大正地域、十和もそうでしょうが、少ない人数で直営でやられてます。がゆえに、いろんなところでクレームもあることは担当課長もご承知かと思えますけれども、そういった意味では、今後そういう形でアウトソーシングするということになれば、しっかりと引き継ぎをされて、生活用水ですので、委託先にしっかりと指導をしてほしいということを申し添えておきます。

それと下水道の関係ですが、今、担当課長から答弁いただいた処理水の構想策定ですが、これもアウトソーシングですが、すべて丸投げのアウトソーシングなのか、町として基本的にはこういう生活排水のあり方をすべきだとかいう一つの構想は内部では持っていないのか。すべて民間の委託会社でしょうが、お任せしますと、どうにでもされてくださいというお考えなのでしょうか、その点について再度聞きます。

○議長（山岡義正君） 高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋一夫君） 平成9年度に各市町村のゾーニングできております。それから15年度に再度見直しが行われております。

今回委託するものとしましては、行政区域の人口等はこちらのほうで資料を構えれます。自前で構えれるところは自前でやる予定でございます。一応業務委託する内容としては、どのゾーンに処理を持っていくか、それから地図のデータ化の提出を求められておりますので、そのデータ化等を委託する予定でございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） ご答弁いただきました。

最後になりますが、四万十川水系を抱えた、また住む地域、四万十町にとって、四万十川の汚染源が生活排水等もろもろ人的な要因があるというふうに私も思ってますし、そう

いう認識の町民が多いわけですが、せっかくこういう再度の策定構想するのであれば、町としての基本的な生活排水、どうすべきなのか。特に汚れた地域があるという認識がある地域については、しっかりした町の考えのもとで業務委託をせんと、業者さんが十分熟知しない状況の中で策定しても、全国どこへでも通用するような策定ではいけませんので、そこらあたりでどうか町長を先頭に、こういう策定の時期に当たってこそ、しっかりとした四万十川の汚染源である生活排水をなくす設計をしっかりとしてもらいたいし、そういう考えで臨まれるのかどうか、最後にお聞きして終わります。

○議長（山岡義正君） 高橋上下水道課長。

○上下水道課長（高橋一夫君） 各ゾーニングについて一番経済的なもの、それから経済効率がございます。それから、もちろんだのように処理するかが一番経済的なものかがございます。それと、四万十川へ影響のないような処理の仕方ということございます。そこら辺を基本に、今まで策定されております基本構想をもとに、もう一回そこら辺を再検討して今回策定したいと思います。

以上です。

（10 番田辺哲夫君（「以上です」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号平成22年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第５９号平成２２年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第５９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

これより議案第６０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第６０号平成２２年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

議案第６０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１１ 議案第６１号平成２１年度四万十町水道事業欠損金の処理についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号平成21年度四万十町水道事業欠損金の処理についてを採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第12 認定第1号平成21年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

認定第1号につきましては、質疑終了をもって、後刻設置を予定しております決算特別委員会に付託を予定しております。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、私は21年度決算について、主要な施策の実績報告書に基づいて質問してみたいと思いますが、監査委員の皆さん、ご苦労さまでした。普通会計、特別会計含めて大変な量の監査をしていただきまして、心からお礼を先に申し上げておきたいと思います。

それでは、私どもにいただきました21年度の実績報告書の中身の中で質問をしてみたいと思いますが、まず33ページの四万十町ケーブルネットワーク指定管理に関する事項の中で、21年度は地域振興公社に1,500万余りの委託料として、決算として計上されておりますが、うろ覚えですが、確か大体年間3,000万ほどの地域振興公社に委託料を払っても採算がとれるという予算が、過去に出されたような計画書があったと思うわけですが、今後この決算を見て、予定どおり3,000万以内の22年度も委託料で済む

計画なのかどうなのか、併せてこの決算を見て考えがあれば答弁をいただきたいと思います。

それとページでいくと、順番に質問します。ページ43ページの11の河川水水質検査委託料も、これも毎年度こういう形でお示しをいただいていることは私も承知をしました。ただ、21年度のこの水質検査の中で気になる項目が、結果として、大正地域では岡本谷川、いわゆる役場の横を流れてる谷が岡本谷川と言うと思いますが、大腸菌が3,300出てます。また、十和地区でも長沢川と言うんでしょうか、ちょっと私自身わかりませんが、ここでも1,700という、水質検査の結果が、大腸菌の個数が出てます。

本来は1級河川に流れ込む大腸菌の数がこれほど大きいと、よくない状況にあるわけですが、ただ委託業者に検査を依頼し、結果をここに出しているだけなのか、それとも十分、水質検査の事業費を23万円出しながら、しっかりとこの結果を見て地域地域の水質の状況、先ほども言いましたけれども、四万十川に注ぎ込む谷々の水質の変化いうものを検討されて、こういう形を出してるのかどうなのか。どこが担当か知りませんが、どっかが答えるでしょう。答えてください。

それと、ページ115保育行政ですが、私はずっと、合併してから窪川地域の保育園の実態が今もわかってません。だから今年度決算の中で聞くわけですが、保育園は公立と、いわゆる窪川地域には児童福祉協会というのがずっと窪川町時代からあって、現在も存在をしているわけですが、ここも決算の中で書いてるように、意味がわからないので聞くことですが、中ほどに、「過去の経過から、順次児協保育所を公立化していくという町方針により、保育職員の給与の同一化」、いわゆる町の職員の人件費に補てんするということですが、「先行して行われてきたが、ここ数年の方針転換、いわゆるアウトソーシング、民営化により、児協独自の給与体系に移行していく取り組みがされているが、これまでの経過と児協の役割を十分踏まえた慎重な対応が必要となってくる」という課題を決算の報告書の中で提起をされてます。意味がちょっとわかりませんし、町長としていわゆる保育園のあり方、旧それぞれ町村のやり方があったと思うわけですが、保育行政がこういう形で同じ町の中に、片や公立、片や児協という、いわゆる民間の運営のあり方、これを今後通していくのかどうなのか。それについて町長に今後の保育行政のあり方についてお聞きをしてみたいというに思ってます。

それとページ123ページですが、医療費の助成についてはちょっと勉強不足で申しわ

けないと思いますが、確か小学生の医療費の無料化が去年からやったかなという認識のもとで質問してますが、間違っていれば答弁の中で答えてください。

小学校卒業までの医療費の無料化が四万十町で行われました。今回決算では627万円余りを単独で助成をしたというふうに決算では出てるわけですが、医療費の無料化が始まる前と比べて、医療費が無料化になってからの決算額がどう推移したのか。自分自身も危惧したのは、無料になればお金がかかるのではないかという思いもあったわけですが、決算を向かえて実際はどうだったのかという分析がされたと思うわけですが、その点について答弁をお願いしたいというに思ってます。

続いてページ169ページ。今年度もほぼ稲刈りも終わりつつある状況の中で、イノシシにやられ、シカにやられ、今年は特にウシカにやられて、収量の減収と併せて、生産者米価が大変急落をいたしました。そういった中で、町はずっと合併以来、鳥獣害の防止総合対策事業に取り組んできました。残念ながら民主党政権になって、事業仕分けの中で、国の鳥獣害被害に対する予算が打ち切りに、3分の1ほどになったことは町長からも報告があったわけですが、町長、今年度農家の被害防止のために町単独での予算を22年度も計上してきたわけですが、21年度、こういう形で事業費が1,700万余り計上されます。今後の問題ではほぼ、恐らく補助できる地域といいますか、3戸以上を対象にした対策は万全ではないかと思えますけれども、大分がカバーできることになったのではないかなというふうに思ってますが、今後この補助事業を乗れない地域がどうしてもあるわけです。地域に1戸しかない、1カ所しかない田んぼ、特に山すその田んぼは3戸以上の農家がない地域もあるわけですが、そういったところに補助として今後考えていくべきではないかなという思いで、関連で質問しますが、その点ご答弁いただきたいと思ってます。

それと、175ページに、大正地域にかかわる決算の問題ですが、ヒノキオイル抽出施設整備事業という事業が21年度やられてます。事業費は約1,000万の事業費の中で、町が700万ほど助成をし、木質バイオマスを利用した樹木の精油研究を行っております。これに対して、実際この事業費に見合った効果がどうあったのか、今後この事業によってどう販路が、また効果が起こってきてるのか。その辺の、決算を迎えて、担当としてどうこの事業費の思いをしてるのかについて答弁を求めたいと思います。

それと、ページ184ページ、観光の決算の中で、社団法人四万十町観光協会運営育成事業補助金が約1,200万決算額が出てます。ここに書いてありますように、興津地域での海を生かした新たな体験メニューとなるレジャーダイビングサービスを提供するため

に必要なハード整備を行ったということで、確か補正予算でもスキューバダイビングの予算も上って、採択もされた記憶があるわけですが、これによってどれだけの観光客が訪れたのか。恐らくそれなりの資料があると思いますので、その資料をお示しを願いたいというふうに思ってます。

それと191ページ、道の駅四万十大正の決算の報告の中ですが、道の駅四万十大正は、大正地域の情報発信の場としてさまざまな方々に利用され、休日や盆にはにぎわっていると。施設の運営や活用方法などで課題があり検討中であるという、検討中の課題ですが、どういうことが課題として上げられているのか。というのは、ここに書いてますように、この問題については検討委員会でしたか、何か新たに審議会でしたか、委員会をつくってこの周辺の整備に対する会も持ってると思いますが、そこら辺の課題についてお示しを願いたいと思います。

あと一点だけです。教育で206ページ、太陽光発電設備導入の事業についてですが、私は前にも質問しましたが、補助事業があるからということで旧大正町時代からも太陽光発電を公的な、いわゆる学校やそういった公の施設に設置をしてきましたが、しかし、実績としてどうなのかという点検が抜かってました。せっかくそれだけの補助事業、また、町の単独も入れながら設置をした太陽光発電の結果がどうであったのか。今後町民にも普及をしていくということになれば、一つの結果を示さなければ私は私はならんと思ってますが、21年度こういう設置をして、学校についてはこれだけの効果があったと、今後もしない学校についてはしていくというふうな覚悟のもとで決算が審査されたのかどうなのかをお聞きして、1回目の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 敷地企画課長。

○企画課長（敷地敬介君） 四万十町ケーブルネットワーク施設の指定管理に関する事項のご質問ですが、四万十町ケーブルネットワーク施設の管理運営に関しましては、ご承知のとおり地域振興公社のほうへ指定管理を行っております。

この指定管理を行うに当たりまして、基本協定ということで協定を結びまして、今回出ております町が負担する経費、21年度につきまして1,588万9,266円、これを町のほうから委託料として支払っております。これ、指定管理したための指定管理料ではなく、公共の部分として当然町が支払わなければならない部分、条例なんかで規定しております非課税世帯当たりの減免料とか、行政番組の作成料、そういう部分の委託料の合計で、1,500何がしになっておるところです。

地域振興公社のケーブルに関する運営ですが、今年度に十和地域をやるということで、まだすべての地域の運営にはなっていないところもあるんですが、21年度で言いますと、経営状況で言いましても順調であるということで、6月に決算報告も議会のほうへも出されたと思うんですが、21年度につきましては黒字だったと確か記憶しているところです。

また22年度につきましても、特に今のところ特別な経費等も発生しておらず、順調に行けば黒字と言いますか、順調な経営で行くという予想です。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） お答えします。

ページ43の河川水質の検査委託業務の結果の件でございます。

確かに議員おっしゃるように、大腸菌群の数値が大正の岡本谷川の、これは四万十川への出口付近で採取をしております。そういった数値が3,300と。それからもう一カ所長沢川上流の十和地区ということで、これについては十和の総合支所へ流れてくる長沢川の上流で、古城から分岐を左側へちょっと入ったところ、そこで採水しております。非常にそこについては河川としてはきれいであるべきというふうには思っているところですが、大腸菌の数につきましては下水道法、それから浄化槽法等で言いますと、河川に放流する場合3,000以下という状態での放流ということが義務づけられておりまして、岡本谷川につきましては3,300ということで、ちょっと300オーバーしているということでございます。

これは採水したのは21年の12月2日でございます。そして結果をいただいたのは21日ということになっておりまして、この間、検査、その状況について調査をしたかということでございますが、現場へ行って目視をしたと。

ただその状況では、田野々の場合は、大正の場合は下水道へかなりの数、接続をしておりまして、家庭排水、そういったもの、それから浄化槽排水、こういったものも下水に切り替わっておりますので、非常に少ないというふうには考えておるところですが、その後の検査については、9月に入りまして第2回目の検査をしております。その検査を待って、また今回も高いようであれば、何が原因かという調査をしていきたいと。生活排水の場合はたまたま高いという状況も当然にございますので、そういった汚水が流れてきたときにくんだ、そのときに高いということが田野々の場合、大正の場合は特に言えるかもわからんということで、今回9月で採水をしておりますので、その結果を受けて、高ければ

どういう原因で高いのかという詳細調査というのも必要であろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 115ページの保育の関係でございますが、議員さんおっしゃられるように、窪川地域には児協立の保育所と、そして町立の保育所がございます。私としては、今のところこの分を児協のほうにというふうな、そういった考えはございません。

ただ、これから子供がどんどん少なくなっていく中で町内の保育所をどうしていくのか、その中で児協の保育所、そして町立の保育所、その役割分担、位置づけ、そういったものについても考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

保育所の適正配置計画を検討する委員会もございまして、ここしばらく活動が停止しておりますが、大正の田野々の幼稚園、そして保育所との統合の問題、そういったものもございますので、その配置計画の検討委員会の中でも協議もいただきたいというふうにも思いますし、それから、第2次の行革の推進委員会の中でも、この点についてご意見をいただきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（山岡義正君） 柴町民課長。

○町民課長（柴 久幸君） 福祉医療のほうの小学生の、児童医療の関係でございます。

この児童医療は昨年10月より行われました。町単独で行われております。今年度はそれで620万程度、昨年は半年間で実績が上がっております。

それで、この半年間のデータは同じ時期がこれから発生しますので、比較は少しできないとは思いますが、4月から9月まで、22年度の半年間における実績は現在840万となっております。

ということで、現物給付でございますので、受給者証を持っていければ、医療機関の窓口では無料で診察していただけるということで、その波及効果、長瀬効果言いますけども、若干増えてくるのではないかと考えております。

それで、この受給者の中の国保の関係者、この関係者の方が例えば受診されれば、国保の、国の補助金の調整交付金のペナルティー分が減額というような状態にもなっていきます。ということで、そういった、これだけじゃありませんけども、障害者医療とかひとり親医療とか、さまざまな福祉医療の国での減額行為が現在もなされております。その分では国保の、国の歳入にとって若干不足が生じておりますので、その辺の補てんが気になっ

ているところではございますが、今年から中学生医療も10月から無料化にしておりますので、その辺は子育て支援の関係でぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 169ページの鳥獣害対策についてでございますが、今ご質問のありましたように、受益者が1戸の対策についてでございますが、これにつきましては6月議会でも答弁申し上げましたように、できましたら集落会単位、あるいは字単位で3戸以上で申請していただきまして、その中の1つの実施箇所といたしまして、そういった箇所を申請していただきたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは私のほうからページの175ページ、ヒノキオイルの抽出施設整備事業の効果とか実績とかというふうなことでの質問であったかと思いますが、このヒノキオイルにつきましては旧大正町時代からヒノキオイルの抽出には取り組んでおります。ただし規模が小さかったということで、実験程度の施設でありましたので、それをもう少し大型化した炉を構えて試験をするということでございます。

ここの枠の中にありますように調査、研究ということで、試作品の研究とかいうことでやっております、この文章の中にありますように、自然塗料とか化粧品等に使うということで、今、商品を、東京のほうの香料メーカーとかいったところにサンプル等を送って実験をしているところでございます。

それと、21年度からふるさと雇用の基金を使いまして、ヒノキオイルを利用した取り組みができないかということで今やっておりますので、それと併せて22年度、23年度かけて、そういった取り組みが企業として成り立つかというようなことも含めてやっていきたいというふうには思っております。

それと続きまして、関連ですので、191ページの道の駅四万十大正の課題ということでございますが、この道の駅は平成9年度に現在の場所に建てられております。12年ぐらいたったわけですが、その中で、その敷地の中には、駐車場の中に県が所有する情報館、また、町が所有する、今、JAのほうで指定管理してありますが、であいの里といった施設がございます。そういったものが結構老朽化もしておりますし、情報館も県の所有であるということで、利用方法いいですか、そういうことがなかなかうまくいってないということが課題でもございます。

そういったことがありまして、192ページの道の駅の周辺施設の再整備ということで

ありますが、道の駅や上の轟公園、リバーパーク等も含めました周辺施設の再整備を検討しようということで、21年度から検討委員会を立ち上げて行っております。22年度につきましても昨年度の協議した事項を含めまして、もう少し詳細な計画を練っていくというふうに進める予定になっています。

以上です。

○議長（山岡義正君） 宮地商工観光課長。

○商工観光課長（宮地正人君） お答えします。

ページ184ページの四万十町観光協会運営育成事業補助金の中の興津レジャーダイビング事業につきましてお答えさせていただきます。

平成21年度は655万5、000円を観光協会に補助いたしまして、潜水ポンベ用空気充てん設備工事等の施設の整備を行いました。平成22年度、今年度からは緊急交付事業の人材育成事業を導入いたしまして、2名の職員が現在ダイビングの研修を実施しているところでございます。現在、ダイビングショップとも連携をとりながら、興津のダイビングコースなどの複数のコース設定も検討しているところでございますが、本格的な稼働は来年からになるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和宏君） それでは私のほうから206ページ、太陽光発電整備の関係についてお答えいたします。

まず太陽光につきましては平成21年度、興津小学校、東又小学校、七里小学校、北ノ川小学校、十川小学校のほうへ設置しております。また、給食とか給食センターのほうへも設置しておりまして、大正中学校につきましては繰り越しということで、今年度設置予定になっております。

まず実績のほうでございますが、21年度設置ということで、この4月からの実績ですが、小学校の5校につきましては、今まで4月から8月、約、電気代を130万ぐらい使用しております。太陽光につきましては売電収入という形で入ってきておりますが、合計しますと約60万ぐらいの売電収入が入っております。率にしますとちょっと4割を超すぐらいの率になるかと思います。また、給食センターにつきましては8月末で23万円ぐらいの売電収入ということで、電気代のほうが240万ぐらいということになっております。小学校のほうにつきましては4割超す売電収入が入ってきているという実績になっ

ております。

今後につきましてですけど、21年度の太陽光の設置につきましては国の補助と合わせて、経済危機対策臨時交付金を活用した補助金も、交付金もいただいております、実際の事業費に対しまして町の事業費のほうが、補助のほうが大体9割を超すぐらいの補助率で設計しておりますので大変有利な事業があったということがありまして、この小学校、給食センターのほうへ実施したところであります。今後につきましては、今のところまだ検討はしておりませんが、検討をしていないところでございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それぞれ答弁いただきました。詳細はまたどっかの場所で言いたいと思いますけども、ただ1点だけ、というか何点か答弁いただいて聞かれますが、教育委員会聞きましたので、答弁いただきましたので。給食センターの件で、21年度そういう形で4月に出発をし、1年、半年が経過をしたわけですが、物件費の件です。臨時職員の件ですが、もうそろそろ今後のあり方について検討がされているのではないかなというふうに思ってますが、今後の給食センターの運営のあり方について、教育委員長なり教育長の考えを聞きたいと思います。

それで道の駅四万十大正の件ですが、担当課長から答弁があったように、あの敷地の中に情報館という県の施設が現にあるわけです、今もあるわけです。四万十町の中では大正の道の駅が大変一番古くなりましたので、その当時はあのスペースで十分だったというもとでの計画実施だったと思いますが、今になってみれば、あれだけのスペースの中で大型バスも十分入れん、出入りもできん状況の中の道の駅というのは、今後なかなか生かしていく方法としては難しいのではないかなというふうに私自身は考えるわけです。その県の情報館も含めてですが、あのあり方、県のあり方、どうするのか。また、あのスペースの問題についても、敷地の面積もそうですが、今後町長として、窪川の道の駅、大正、十和、いわゆる点と線を結ぶという3つの駅というのは大変重要な今後のあり方だと思うわけですが、大正の道の駅については今後スペースも含めて、町としての考え方がどうあるべきかについて答弁をいただきたいというふうに思ってます。

長々と言っても皆さんに迷惑ですので終わりますが、環境課長から答弁のあった大正と十和の水質の問題ですが、指摘したからそういう形で、恐らく、「お」と思ったがではないか思うがですが、よく四万十の広報誌でも流域の結果が出るがですよ。あれでも必ず大腸菌だけは何カ所か3,000を超える地域があるわけですよ。それを平気で載せるがで

すよ、私に言わせれば。あれはどうしてかというのがいつもないといかんがですよ、結果だけ載せて知らんふりでは、水質の汚濁の原因ですので、原因というか、大腸菌というのは目に見えんですのでね、目視だけ担当課長が見たち、大腸菌なんかわかるわけないですよ。だから、そんな見方ではだめですんで、こういう結果が出たら、おかしいなということをやはり気をつけていかんと、いつまでたってもうたい文句だけ、四万十川を保全せないかんせないかん言いながら、事実こんなことでは四万十川の水質良くなりません。しっかりと担当課を含めて、執行部の皆さんも注意をしとってください。

以上です。

○議長（山岡義正君） 高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 大正の道の駅でございますが、平成25年春には高速も窪川まで延伸もしてまいります。それから四万十川流域へ観光客を流していかなければならない。そういった中で3つの道の駅の連携ということが非常に重要になってこようかと思えます。

そういった観点で大正の道の駅を考えた場合に、私は今の規模では非常に狭隘ではないかというふうにも思っております。そうすれば情報館が非常にもったいないと思っております。県の方へも、県になりますか国交省になるかわかりませんが、あそこを、十和の道の駅等も情報館というスペースが非常に小さい、小さくとっておる。それが大正の道の駅では非常に広いわけですし、そこを何とか改善ができないものか大正の総合支所の課長とも一回その辺の話もしたことがあるのですが、県の方へにもお願いにもあがってみたいというふうにも思っております。

それから、大正の道の駅全体の活用については地元での検討もなされているようですので、その辺のご意見等もお伺いをしたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 宮崎教育長。

○教育長（宮崎 勲君） 学校給食センターの運営の関係でお答えをさせていただきたいと思えます。

ここの主要な施策の実績報告書にも記載のとおり、平成21年度から、懸案でありました窪川地区での学校給食も始まりまして、実施されまして、四万十町全域で学校給食が開始をされたところです。

学校給食センターの運営につきましては、3カ所の学校給食センターがございまして、窪川、大正につきましては臨時職員の雇用による給食が実施されております。十和の地区

につきましても本採用の職員で運営をしておりましたけれども、退職に伴いまして、来年度中には本採用の職員もいなくなるというようなことも踏まえまして、現在、地域振興公社のほうに委託をしまして経営するという方向で論議されてまして、近々、地域振興公社の理事会も開かれるということで、来年度から委託へ向けての話し合いがなされております。ただ来年度すぐ全面的に委託ということにはならない、例えば派遣方式と、職員の、という形の経営になるという方向も今話し合いがされているという状況です。いずれにしましても、来年の4月からは地域振興公社への派遣なり委託なりの方向ということで教育委員会としては進めております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 山脇環境課長。

○環境課長（山脇一生君） 議員ご指摘のとおり、大腸菌が多いというのは非常に四万十川のイメージそのものにもかかわることでもございます。

支流とはいえ今後意識を高く持って、水質については保全していきたいというふうに考えております。

なお、9月の結果が出ましたら、同じような結果が出るようであれば、大腸菌にもいい大腸菌と悪い大腸菌といろいろあります。何が原因かという調査も行うということも必要であろうと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 昨年度の決算見ますと、20年度より11億円多い歳入ということで164億円、そして歳出が157億円ということで、実質剰余金が、3億7,000万円の黒字ということになっておりますが、監査員の意見が記されております。それについて町長がどう思われるかを質問したいと思います。

審査意見としまして、24ページ、監査意見が出されておりますが、その下のほうに、「四万十町総合振興計画、行財政改革、行政評価システムの活用、特に職員の意識改革と政策形成能力の向上を重視など一体化し、確実に実行し、自立と共生、また、町民が安心して暮らせる安全で健康なまちづくりの実現に向け、一層の努力を要望するものである」と書いております。特に「職員の意識改革と政策形成能力の向上を重視」ということで、あえて書かれております。

特に昨年度、年度間近になりまして、国の景気対策ということでたくさんの補正が出さ

れました。そのときに議会からも指摘されましたが、国からお金がおおりるのでハード事業をどんどんやってしまえという形で、何が住民に一番必要なかという精査が十分にされないまま予算が計上されたのではないかという指摘がありましたが、その点での町長のご意見。

また、次の25ページに不用額ですが、非常に不用額が5億1,000万あるということでの指摘がございます。その中で監査委員さんは、「専決処分を含めて減額補正をすべきではないか」ということを書かれておりますが、議会が年4回あるわけで、各課が十分予算を精査しておれば、こういう大きな不用額は出ないと思うわけですが、その点についての町長のご意見をお願いします。

あと細かい事業につきましては特別委員会の中でまた審議されると思いますが、2点ほどお聞きしたいと思います。

事業報告書の133ページであります。地域活動支援センター事業といたしまして、これは県のモデル事業で、知事の肝いりの事業でもありますので、これについてお聞きします。

旧大正の診療所跡を利用して改築いたしまして、さくら福祉事業会に委託し、障害者の自立、地域での自立ということでの通所の施設、障害者だけでなく、お年寄りや、また、子供さんも含めての、児童も含めての、みんなの集まりの場とするということでの立ち上げをしたわけですが、この事業につきまして1年たってどうであったのかをお願いします。お聞かせください。

あと209ページであります。教育費の問題ですが、就学援助費であります。私もこれ、一般質問で取り上げまして、非常に就学援助費の要保護、準要保護の対象になる家庭がまだまだあるんだろうということで、所得を示しながら皆さんに、父兄に示すべきではないかということを書いてきました。そして21年度に非常に、20年度と見ますと、小学校で準要保護が154から170、また中学校でも77が85人になっておりますが、そういった形での広報でこういった効果を得たと教育委員会は判断しているのか、その2点についてお聞きします。

（「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（山岡義正君） 答弁してからにします。

高瀬町長。

○町長（高瀬満伸君） 職員の意識改革と政策形成能力の向上ということですが、このこ

とは非常に重要なことでありまして、一般質問の中でも職員の意識改革という面についてはお答えも差し上げたところです。

これから非常に財政費も厳しくなっております。また、国のほうからは地方分権という形で事務事業もおりてくるでありますし、少子高齢化を迎える本町にとっては地域をどういうふうに行政が支えていくのか、それが大きな、これからの四万十町にとっても重要な課題となっております。職員一人一人が自分の持っている業務、そういったものも日々点検もし、そして住民の方々から、いろんなご意見も真摯に受けとめて、それを町の政策課題として事業を行っていく、政策を立案していく、そういったことがこれから求められるというふうに思います。職員の意識改革と、そして政策の形成能力の向上、これにつきましてはいろんな研修等も中央の、中央と言いますか、県の段階でも行われておりますので、そういったところにもどんどん派遣もしていきたいというふうにも思っております。また、職場の内部でも、これについてもありとあらゆる場面で業務も深めていただきたい。また行政の内部でも庁議があります。あるいは職場会、そういったものも機能もさせまして、職員の意識改革を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口 寛君） 監査員の審査意見書の25ページの不用額の関係で私のほうからお答え申し上げたいと思います。

確かに監査員さんがご指摘のとおり、21年度につきましては多額の不用額が生じております。これは国の補正予算などの関係が年度末近くにあったということなどもあって、特殊な事情もあったわけですが、それにしても不用額が多いではないかという指摘をいただきました。

それで、意見書の提出をいただきました次の庁議においても、直ちに、こういう指摘があったということは副町長のほうから幹部職員に伝えていただきまして、精査した執行をするようにということを言っております。

それと毎年3月補正の通知に、不用額についてはたびたび指摘を受けておるので、留意した、3月補正、最終補正になりますので、3月補正についてそういう通知を出しておりますけれども、なお町長名でももう少し具体的に強い指示を出すようにということも監査員さんから意見としてお伺いしておりますので、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 山川健康福祉課長。

○健康福祉課長（山川明彦君） 大正のあったかふれあいセンターの運営がどうかということの質問やっただと思いますが、昨年の９月にふるさと雇用再生基金事業を使いまして、子供から高齢者まで、だれでもが気軽に集えるという形で施設の運営を始めました。

それで、当初はまだ周知という形がなかなか難しいということで、徐々にですが、平均的には日に１０人程度は２１年度実績では上がっております。

現在はサービスのすき間を埋める事業という形でやってますので、大正地区は児童クラブいうもんがないということもありまして、特に子供のほうが今利用、１日当たり１４、１５人当たりの利用もあると。さび分けとしまして、高齢者は朝から４時ごろまで利用、子供は３時ごろからの利用という形でさび分けたような形の利用をされて、今普及しているような形にはなっております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 質疑の途中ですが、ただいまから４時４０分まで休憩します。

午後４時２９分 休憩

午後４時３９分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を行います。

野村学校教育課長。

○学校教育課長（野村和宏君） 私のほうからは２０９ページの就学援助費の関係について説明させていただきます。

就学援助制度につきましては、各学校を通じて募集のほうを主に行っております。前年度も指摘がありまして、その申し込みの際に渡すチラシのほうがわかりにくいというご指摘もありまして、今年度の募集からにつきましては家族構成等を書いたもので、わかりやすく資料のほうを添付させていただいております。

それで、この２１年度につきましては前年度の数字ということで、直接、今回募集チラシを変更した数字の影響は出ておりません。やはり生活困窮等の関係じゃないろうかと思いますが。

ちなみに今年度につきまして今ちょっと休憩中に調べてまいりましたが、小中合計でございますが２８３件という申し込みが現在っております。ということで、チラシもわかりやすくしたという影響も今年度につきましては出ているかなと思っております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

24番氏原郭君。

○24番（氏原 郭君） 歳入歳出決算書のときにいただきました平成21年度普通会計の決算状況の中の基金のところ、ちょっと教えてもらいたい件がありましてお伺いいたします。

普通会計と特別会計の中の土地開発基金。これが2億571万3,000円あります。その部分が、もう一冊いただきました財産調書の中の6ページに、奨学資金なんかはございますが、土地開発基金の項がありません。合計の残高で言えば51億1,100と51億500か。そんなに違わん価格でございますが、そのあたりを我々はどう見ていったらつじつまが合うかなと。その説明をちょっとしていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 樋口総務課長。

○総務課長（樋口 寛君） お答えを申し上げます。

まず土地開発基金についてですけれども、財産調書のほうの6ページの基金の欄の一番上に、土地開発基金として、土地、それから現金といった形で計上をさせていただいております。

こちらの普通会計決算の状況のほうの土地開発基金につきましては、土地の部分も含めた評価額といいますか、そういった形で、土地も含めた基金総額を計上させていただいております。

なお、財産調書のほうについては、ここに書いてありますように、3月31日現在ということで計上する規定になっておりますので、それで計上させていただいておりますが、普通会計決算の状況のほうにつきましては出納閉鎖期間であります22年4月、5月の分の移動も含めた形の計上となっております、数字が若干合わないというのはそういったところでございます。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第13 発議第9号四万十町議会決算特別委員会の設置ついてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○ 9 番（岩井優之介君） 発議第 9 号四万十町議会決算特別委員会の設置について、田邊幹男議員以下 7 名の議員の賛同を得まして、別紙のとおり、会議則第 14 条の規定により提出いたします。

次のとおり四万十町議会決算特別委員会を設置するものとする。

1. 名称。四万十町議会決算特別委員会
2. 設置根拠。地方自治法第 110 条及び四万十町議会委員会条例第 6 条。
3. 目的。四万十町議会第 3 回定例会に認定第 1 号平成 21 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について執行部から提案されました。

この議案は、今期定例会の期間だけでは十分な審査・精査ができないと思われ、四万十町議会決算特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中はもとより、決算審査を行うことを提案するものであります。

4. 委員定数については、11 名です。

5. 任期。第 4 回定例会決算審査の報告までを任期といたします。

以上提案いたします。

○議長（山岡義正君） 提示者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第 9 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第 9 号四万十町議会決算特別委員会の設置についてを採決します。

四万十町議会決算特別委員会を設置することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、11 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中はもとより、決算審査活動を行うことは可

決されました。

ただいま設置が可決されました四万十町議会決算特別委員会の経費につきましては、当分の間は平成２２年度予算から支出するものいたします。

暫時休憩します。

午後４時４８分 休憩

午後４時５０分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第１４ 四万十町議会決算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま設置されました四万十町議会決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第８条第１項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって四万十町議会決算特別委員会の委員はお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより四万十町議会委員会条例第１０条第１項の規定により、四万十町議会決算特別委員会を議長より招集します。

平成２２年９月２８日。四万十町議会決算特別委員会様。

四万十町議会議長。

四万十町議会決算特別委員会招集通知。委員長及び副委員長互選のため、四万十町議会決算特別委員会を招集するから出席願います。

日時．平成２２年９月２８日午後４時５５分。

場所．３階議員控室です。

お諮りします。

本日の会議時間は議事日程の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって本日の会議時間は延長することに決定をいたしました。

四万十町議会特別委員会開会のため、只今より休憩します。

午後４時５０分 休憩

午後４時５６分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会決算特別委員会から委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告をいたします。

四万十町議会決算特別委員会委員長田邊哲夫君、同副委員長宮地章一君、以上のとおりです。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第１５ 四万十町議会家地川ダム調査特別委員会の最終報告について。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会から最終報告を行いたい旨の申し出があがっております。

お諮りします。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会からの最終報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会家地川ダム調査特別委員会からの最終報告は、これを許可することに決定いたしました。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員長橋本保君。

○四万十町議会家地川ダム調査特別委員長（橋本保君） 佐賀取水堰（通称家地川ダム）の調査の最終報告をいたしたいと思います。

お手元に佐賀取水堰（通称家地川ダム）調査最終報告書として、特別委員会の経過報告が皆さんのお手元に配付をされておと思いますが、この部分についてはここで読み上げはいたしませんので、ぜひ目を通していただきたいというふうに思います。

それでは報告をいたします。

佐賀取水堰（通称家地川ダム）調査の最終報告です。

平成２２年９月２８日。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会。

四万十町議会家地川ダム調査特別委員会に付託された調査事項について、平成21年4月7日から平成22年9月6日までの間、15回の委員会を開催をしております。

行政調査としては平成21年9月2日から4日まで愛知県豊田市に、近自然工法による河川づくり、魚族や流域住民にダムが与える影響、再生された矢作川などの視察研修を行っております。

当委員会が実施した住民、漁業関係者への意識調査や聞き取りでは、全体の役9割が「四万十川の水がきれいとは思わない」と回答し、汚染原因として「生活排水」約3割、「山林の荒廃」約2割、「ほ場整備」約1割、「佐賀取水堰（通称家地川ダム）」約1割、「その他」となっております。前回の更新以降、下流への流量を増やしたことへの評価は漁業関係者43.5%、各地区町9%で「良くなった」としております。「佐賀取水堰（通称家地川ダム）についてどのように考えるか」では、各地区町59.9%、漁業関係者52.0%が「条件つきも含めて存続」と回答しております。

近隣自治体との連携強化では津野町、四万十市ともに住民の関心が薄く、前回更新時のような建て看板や住民からの撤去という声は聞かれないし、議会、行政からも調査という声は上がらないという意見でありました。黒潮町においても住民、議会、行政の関心は薄く前回更新時のような盛り上がりはありませんでした。しかし、分水継続だけはぜひともお願いしたいという強力な申し出があったところです。

今回佐賀取水堰（通称家地川ダム）の更新時期を目前に、近隣自治体との連携で感じたことは、いずれも住民、議会、行政の関心がないということでありました。しかし、それぞれ市、町で発言されたことは四万十川の再生、保全是流域が1つになって取り組まなければならないということでもあります。

自然エネルギーの調査では、2005年2月に京都議定書が発効され、温室効果ガスの削減が約束されております。国の方針としても環境と経済の両立を基本に地方自治、事業者、国民が温暖化対策に取り組まなければならないとしております。

構原町は環境モデル都市に認定され、森林環境に配慮した取り組みを行っております。基本的には二酸化炭素、CO<sub>2</sub>削減を目指しており、太陽光発電や小水力発電、風力発電など一定の成果は上げております。しかし、それぞれの課題もあるようであります。

以上、当委員会に付託された調査項目の内容及び各委員の意見を集約した結果、佐賀取水堰（通称家地川ダム）については四万十川の汚染はダムだけでなく、山の荒廃、生活排

水、ほ場整備などの原因もあり、住民の大半が存続すべきと判断している。また、合併協定時のダム撤去の決議は無視することができないという意見や、四万十川は構造物のない自然の川に戻すべきであるという意見、そして行政に対する意見としては、四万十川条例の指標としている水環境、景観、生態系、森林、農地の問題についてどのような政策を打ってきたのか検証すべきであるなどの意見が出されました。

当委員会としては賛否両論ある中で、1つの結論に集約することができませんでした。総合的に判断した結果、ダム撤去という結論には至らなかったということであります。

なお、当委員会としては今回調査の中で明らかになった問題点について精査、検証し、今後四万十川再生、保全について流域、市、町と連携をして取り組むことを確認をしながら最終報告といたします。

以上であります。

○議長（山岡義正君） 四万十町議会家地川ダム調査特別委員長の報告が終わりました。

これより四万十町議会家地川ダム調査特別委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑ありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 特別委員会の皆さん、長い間ご苦労様でした。

ただ1点だけわからないことがありますので教えてください。

この報告の中間ほどで、アンケートをとったということでありまして、各地区長59.9%、漁業関係者52.0%が条件つきも含めて存続と回答しているということがありますが、非常にただの存続ではないわけですね。ただの存続ではなくて条件つきということ。これは深い意味があると思うわけですが、それについて特別委員会では十分精査されたのか、その点をお聞きします。

○議長（山岡義正君） 橋本特別委員長。

○四万十町議会家地川ダム調査特別委員長（橋本 保君） お答えします。

この分については、中身としたらこの10年間に3倍の放流、維持水量とか、それから10年間に短縮されたとか、こういうことが多分条件ではないかというふうなことで話をした経過はあります。

以上です。

○20番（田邊客子君） その2点につきましては前回、運動の中で勝ち得た成果であり

まして、さらに、ある面は違う条件を含めて、四万十川再生に向けたまた条件をつけるべきだという、そういう内容ではなかったのかお聞きします。

○議長（山岡義正君） 橋本特別委員長。

○四万十町議会家地川ダム調査特別委員長（橋本 保君） そこまでの議論はいたしておりませんです。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで四万十町議会家地川ダム調査特別委員長の最終報告を終わります。

ただいまより議案精査のため休憩をします。

午後５時０６分 休憩

午後５時２９分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第１６ 発議第１０号四万十川の再生と保全に関する決議についてを議題とします。

提示者の提案理由の説明を求めます。

７番橋本保君。

○７番（橋本 保君） 四万十川の再生と保全に関する決議を提案したいと思います。

発議第１０号平成２２年９月２８日。

四万十町議会議長山岡義正様。

提出者橋本保、以下林健三、池本公夫、田邊哲夫、緒方正綱、岡峯久雄、梶原政利、宮地章一、各議員であります。

四万十川の再生と保全に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条の規定により提出をいたします。

提案理由を説明いたします。

四万十川の再生と保全に関する決議。

四万十川は昭和５８年日本最後の清流として全国報道され、一躍脚光を浴びてきました。旧東津野村の「不入山」を源流点として、１９６キロメートルを蛇行しながら流域の人々とかかわりを持ってきた。正に流域の人々の生活の場であり、生活の糧であった。

しかし、高度成長期を界に川への負荷が少しずつかかり、やがて大きく変貌しながら痩せ細った川になった。

今回佐賀取水堰（通称家地川ダム）の調査で明らかになったことは、佐賀取水堰（通称家地川ダム）の影響もさることながら、山林の荒廃、生活排水、砂利の減少、ほ場整備の問題などが水質・水量の変化に大きく影響していることが分かった。

また、四万十川条例の指標になっている水環境・景観・生態系がどのように保全されているか。森林・農地が環境に配慮し適切に管理されてきたか。前回更新時以降、行政としてこの問題にどう取り組んできたかなど指摘されている。今後は十分精査・検証しながら次の成果へと繋げていかななくてはならない。

流域の人々にとって四万十川は宝であり、全国の人々にとっては一度は行ってみたい憧れである。やがて高速道路は東・西と整備され、一挙に交流人口の増加が想定される。

今こそ四万十川流域の人々が手を携えて「日本最後の清流」として名実共に全国に誇れる川に再生・保全していかななくてはならない。そして、私たちの子や孫に誇りを持って引き継いでいく大きな責務がある。

よってここに、「四万十川の再生と保全」を提起し、流域の市・町と共に強力で推進するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年9月28日。

高知県高岡郡四万十町議会。

以上、提案いたします。よろしくご審議のほど、ご決定いただきますようお願いいたします。

すみません、一カ所訂正のところがありますので。最初のページの発議第10号のところですが、四万十川の再生と保全に関する「協議」になっておりますので、これを「決議」にしていきたいと思います。訂正をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） 提示者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第10号四万十川の再生と保全に関する決議についてを採決します。

発議第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第17 発議第11号家地川ダムの分水中止を求める決議についてを議題とします。

提示者の提案理由の説明を求めます。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 発議第11号家地川ダムの分水中止を求める決議について提案をいたしますが、発議第10号で橋本議員から提案があった四万十川の再生と保全に関する決議についても私は賛成をいたしました。

この文章の中にもありますように、家地川のダムについても町民の方は影響があるという認識は25%の方が持っておられますし、撤去したほうがいいという町民の声もあるわけございまして、私の今回の提案はその一歩中に入って、家地川堰ダムの問題について今回提案をするものでございます。

それでは決議の内容について皆さん方に読み上げて提案理由にかえさせていただきます。

前回、平成12年、四万十町流域にある多くの自治体では家地川ダム撤去決議がされ、多くの町民参加のもとで大きな運動がございました。

しかしながら家地川ダムは更新をされましたけれども、ダム更新期間が30年間から10年間に短縮をされ、また、夏場、水量の減少による危機的状況であった四万十川は、年間を通して放流をされるという成果を勝ち得ることができたことは評価すべきであると思

っております。

更新された後、旧３カ町村で合併の議論がなされておりました。そういった中であって平成１６年に家地川ダム、津賀ダム撤去の特別決議が法定協議会でされ、旧３カ町村の議会もこれを受けて合併を平成１８年３月にいたしまして、今の四万十町が誕生いたしました。

町民のアンケート結果で明らかになりましたように、現在の四万十川は国民的財産である「最後の清流四万十川」の名にはほど遠い川であるとの認識でございます。四万十川の水質悪化には、先ほど発議の中にもありましたように、生活雑排水の問題や山林の荒廃の問題、ほ場整備による影響等も、いわゆる人的な要因もさることながら、何といたっても元凶は年々河川水量が減少する中であって、四万十川水系への水が他水系のいわゆる伊与木川に放流されていることにあると思っています。

よって、四万十町議会として本来の四万十川を取り返すために、他水系への分水を中止することを強く求めるものでございます。

平成２２年９月２８日。

高知県高岡郡四万十町議会。

以上です。

○議長（山岡義正君） 提示者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

１８番堀本伸一君。

○１８番（堀本伸一君） ちょっと内容的な解釈といいますか、若干私なりにわかりにくいというところがありますのでお聞きをしたいというふうに思います。

これは、発議第１０号に賛同して、委員であって賛同するということで、その後、分水の中止を求める決議ということの内容になりますよね。

じゃ、わかりやすく言うと、分水を結局反対するということであれば、発電行為は皆無なものとして解釈をするわけですが、基本的には家地川堰ダム撤去ということになるがでょうか。その点をちょっとこう。

○議長（山岡義正君） 田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 今、堀本議員から質問がございました。

分水を中止をするということは、今の堀本議員はダムの発電がとまるということござ

いますけれども、私は決して四国電力に恨みを持つつもりもありませんし、何ら水力発電そのものを否定するものではございません。

そういった中であって、特に夏場の水量がご承知のように、今は若干の放流がされましたけれども、9年前、夏場、本当に革靴で渡れるような川でございました。そういった中で更新を迎え、10年間に短縮され、年間維持放流もされたということは先ほど決議の中、案文の中でも述べましたけれども、結果として例えば台風時期に大量の水が上流から流れてきます。もしそういうことで、ならば、必要以上の水は私は必要ないと思いますけれども、一時的にですが、ほぼ年間通じて発電も集まるものではないかなというふうに思っています。そういった意味では、今の堀本議員の指摘はそのとおりだと私は認識をしています。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

4 番中屋康君。

○4 番（中屋康君） 今、発議をされました。

先に橋本議員からの発議、清流保全に関する、非常にこれは私も賛同します。

その前段に、家地川ダム調査特別委員会の報告がございました。段々の内容を見ますと、今の段階、状況でありますと、アンケート等で判断をすると。この水量の確保とかいったことについては現在の住民の意見としては、概ね5割の評価をいただいているということでもありますし。

私、考えますのは、この段階で、いわゆる家地川ダムをやめるということも拙速に議会で決議をして、こういう一つの流れとして、来春この更新時期を迎えるわけですが、そのあたりのとこの、この段階で早急に取り決めること自体はちょっと私としては、何か時期尚早な感じがするんで、ちょっとそういう意見だけ述べておきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 田邊哲夫君。

○10 番（田邊哲夫君） 今の4 番中屋さんからの質問ですが、まあ意見ということですが、私も意見を述べたいと思います、あなたの意見に対して。

拙速だという意見ですが、更新をされたのは9年前です。決してこの間、住民は黙って下流域の河川を見ているとは私は思っていない。私も議会があるたびに、また、用事があるたびに窪川国道を走ります。下流域の河川と上流域の河川の違い、ご存じですか。上流は水面にも砂利がいっぱいございます。下流域は本当に岩だらけの河川になっている現実を踏まえたときに、あなたの拙速だという今の意見、私は賛同できないのは、この運動

はあなたも大正町の町民として9年前の直下でのダム撤去の運動、ごらんになったと思うわけですが、やはり下流域の住民は特に日々、下流の河川の状況は見てるわけです。しかし、先ほどもここの中でも言いましたように、更新されたのは13年です。その3年後に旧3カ町村の町民議会、行政を含めた合併議論の中で、旧3カ町村の合意のもとでの決議が、特別決議がされたという現実があるわけですよ。それ以降6年間の間に、そんなに私自身は下流域の河川が良くなったという認識がございません。だから今もあの決議は生きているというふうに私は思ってますので、今回こういう形で提案をさせてもらったという経過がございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） 議長、質疑のながですけど、若干の余裕を持って許可を願いたいと思います。

田邊さんの報告はわかるわけですが、私も堰の下流域の住民の1人でありまして、だから基本的にはこれまでになされた特別決議ということ、基本的には今も胸に持っておりますし、清流保全という形から、四万十川に対する愛着心というのは私も持っております。ですから、下流域、上流域の四万十川の状況も私なりによく知っておるというふうに自分では思っておるわけですが、

そうした四万十川に対する愛着というものは、それぞれこの地域の皆さんは同じく持っておるというふうに私は思うがですよ。だから、言わんとすることはわかるわけですが、今の発議のあり方が私は若干おかしいのではないかなと。だから、田邊さんが今言われるような形ですとすれば、あくまでも堰の、家地川ダムの撤去という形を貫いた形のほうが、私は本来のあり方ではないかなというふうに思いますので、その意見を付して判断をしていきたいというふうに思います。

（「ちょっと討論みたいな感じになりゆうけん」と呼ぶ者あり）

○10番（田邊哲夫君） 意見がありましたので。

それでは、堀本議員の質問に答えたいと思いますけれども。

確かに今回の決議分は分水中止ということです。先ほど私が言いましたように、結果としては分水を中止することは発電ができんということになりますので、ある面では「撤去」という言葉にかわるのかもしれませんが、撤去というイメージが、それぞ

れの思いがあるわけです。全部取っ払ってこそ撤去だというものと、ゲートさえ上げればいいと、いろんな撤去すべきだという方の中にもそういう意見がございましたので、分水を中止するということはあのゲートを上げるということに結果的にはなりますので、すべての上流の水量が下流域にもすべて行くという結果で、分水を中止せよという決議の内容にしたわけでございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより発議第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

賛成ですかね、反対ですかね。

（「賛成討論です」と呼ぶ者あり）

反対討論はありませんか。

19番梶原政利君。

○19番（梶原政利君） 私はただいま発議されました家地川ダムの分水中止を求める決議につきまして、賛成の討論を行いたいと思います。

川を知らない者が前に立ってと思われるかもしれませんが、しかし、山が荒れ、川が汚れ、最終的にはやはり海が汚毒される。汚染されると。最終的な被害が海へ集中するという立場で私は賛成討論をしたいと思います。

合併した我が四万十町は、その名のとおり四万十川本流域、あるいは支流を主体とする町となった。それゆえ本町最大の国民的な財産であり、日本最後の清流とされている四万十川は、果たしてその名に恥じない川だろうか。決して私はそうではない現状ではなからうかと思っています。

その要因は先ほど橋本委員長からご報告がありましたように、さまざまな指摘がございます。しかし、主な要因はやはり上流域に位置する本町に取水堰が構築され、発電に使った水が別の水系に流されるという形が出現したという、そのために川の流量に変化が出始めたものであることはだれも否定できない現実であると思います。

昭和12年末に発電を開始して以来74年、四万十川は大きく変貌した。そのため川とともに暮らし、生きてきた人々にとって、日々変化する川の姿、あるいは古代から培われ

てきた川の文化が失われていくことに対し、ダム撤去の思いは積年の強い願いではなかったでしょうかと思います。

そのため9年前のダム水利権更新期を契機にダム撤去のうねりが一挙に高まり、流域の市町村等巻き込む運動となり、すべての流域市町村において表現のニュアンスは違っても、家地川ダム撤去を含む議会決議がなされたものの、ダム撤去には至らず、結果は水利権の更新期間を10年に、さらに川への流量確保が実現したことは大きな成果だったと言える。

そして4年後に行われた3町村の合併協議会における議論の結果として、平成16年10月12日、四万十町における家地川ダム及び津賀ダムの撤去に関する決議を行っている。こうした経過を踏まえるならば、今我々は重要な決断をなすべきときではなかろうかと考えます。

もし今回現状のまま何の変化も求めることなく再び水利権10年の更新を認めるならば、恐らく家地川ダム取水堰を経て伊与木川に放流されている水は永久に四万十川を流れることはないだろうと私は、以上の理由から水利権更新期を目前にした今議会において提案されております四万十川への全量放水を決議すべきものと考えます。ぜひ賢明な各位のご賛同によって決議をさせていただきますようお願いいたしまして私の討論といたします。

○議長（山岡義正君） これで梶原議員の討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第11号家地川ダムの分水中止を求める決議についてを採決します。

この評決は起立により行います。

発議第11号を原案のとおり決定する事に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山岡義正君） 起立少数です。したがって、発議第11号は否決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第18 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があります。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは大変貴重な時間をいただきましたが、佐賀取水堰（家地川ダム）の水利権の更新につきまして町長としての考えを述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

平成13年3月30日に水利権の更新を行いました佐賀取水堰の更新期限が来年4月7日に到来をいたします。四万十町となって初めての更新を迎えることとなるわけですが、本町にとって四万十川は町名にもその名を冠しているとおり、我が町の象徴であり、守らなければならない大切な財産であることは申すまでもありません。この四万十川の清流を守り、後世に伝え、残していくことが私たち四万十町民の使命でもあり、責務でもございます。

町村合併に当たり、平成16年10月には家地川ダム及び津賀ダムの撤去等に関する決議も行われ、ダムのない川本来のあるべき姿を求めていくことが新生四万十町としての基本方針であることも確認をされたところであります。

しかし、前回の更新に当たって旧3カ町村の見解も分かれるなど、結果的に放流量について新基準での放流と環境への配慮から、更新後の許可期限を10年とした条件つき存続となった経過もございます。

そういう状況の中で、今回この更新期限の到来を迎えるに当たっては、昨年11月に町民1,000人を対象にアンケート調査を実施、そして窪川・大正・十和の各地域審議会に意見の聴取、また、堰のある野地、家地川地区住民との車座談議、直下の大正東部地区住民との意見交換会も行ってきたところでございます。また、町の総合振興計画を策定するに当たり、ダムと取水堰の取り扱いについても議論もいただきました。

アンケート調査の結果につきましては町広報の4月号でお知らせもいたしましたが、各地区地域審議会や関係地域の座談会からは、四万十川の再生のため佐賀取水堰の撤去という基本理念を持ちながらも、現段階では山林の保全や家庭排水対策など、行政・住民がこれまで以上の取り組みを早急に行うべきであるという意見や、やむを得ず存続する場合でも、これまで以上の清流保全の取り組みを求める声が多く聞かれたところであります。

町としてこれらの意見を総合的に勘案した結果、今回の水利権更新については、ダムのない四万十川に向けた町民総意での取り組みを基本理念としつつ、山林の保全や放流量確保等の条件つき存続も選択肢の1つとして考慮していく必要もあると考えております。

アユ踊る自然豊かな四万十川は本町だけでなく、流域全体の願いであります。このまま

では四万十川の再生は取り返しのつかないところまで進むこと、清流保全への取り組みは待ったなしの状況であることを認識し、流域の市・町が連携し、行政・住民が一体となつての取り組みが重要であります。流域全体が1つになった取り組みを進めるために、本町としてもこれから最大限の努力をさせていただき覚悟でございます。町民の皆さん、そして流域住民の皆さんの積極的なご支援とご協力をお願い申し上げます。

○議長（山岡義正君） これで町長の行政報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第19 陳情第22-22号陳情書を議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長田邊哲夫君。

○総務常任委員長（田邊哲夫君） 報告いたします。

陳情審査報告書。総務常任委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をするものでございます。

受理番号、陳情第22-22号。付託年月日については今議会初日の9月16日に付託を受けました。

陳情内容でございますが、大正地区でお住まいの小松さんから、大正にあります個人の所有してます山林と四万十町の町有林の境界について、個人として境界に疑義があるということで、再度町に測量してもらいたいという陳情内容でございました。

所管の担当課長の出席を求め、町としての考え方もお伺いをいたしました。担当課長は陳情者であります小松氏とともに現地へ同行し、山を見地もしたそうでございます。そういった中で、町としては国土調査の境界に何ら異議がないし、また正しいものとの認識をしているということでございまして、町がもし測量するとなると500万ないし600万の測量費が要するという話もございまして、総務常任委員会で十分審査をした結果、図面等も見さしていただきました。常任委員の皆さん方が、この陳情書については町は正確だという認識のもとで、再測量する意思もないということの上で、審査を、結果不採択にすべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山岡義正君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があればこれを許可します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情代 22-22 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情 22-22 号陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

この表決は挙手により行います。

陳情第 22-22 号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手少数です。したがって、陳情第 22-22 号は不採択することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第 20 陳情第 22-18 号残土捨場跡地の整備についての陳情書、日程第 21 陳情第 22-25 号水辺の児童公園整備に関する要望書、以上陳情 2 議案を一括議題とします。

この陳情 2 議案につきましては所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますのでその経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長緒方正綱君。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） 陳情審査報告書。

教育民生常任委員会。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 22-18 号。付託年月日、平成 22 年 6 月 17 日。件名、残土捨場

跡地の整備についての陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

続きまして受理番号、陳情第22-25号。付託年月日、平成22年9月16日。件名、水辺の児童公園整備に関する要望書。

審査の結果、採択をすべきものと決定をいたしました。全員一致でございます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 教育民生委員長の報告が終わりました。

これより教育民生委員長の報告について質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 教育民生常任委員長ご苦労様です。若干陳情22-18、25号について関連ですので一括して質問してみたいと思いますけれども。

これは大正地区にあります下道の整備と児童公園整備の要望だと思っておりますけれども、当然審査する過程の中で採択となると、今後予算が伴う陳情内容だと私は思うわけですが、その後、執行部との協議の中で、やるとなれば、するならばどれだけの予算が見込まれるのか、その点についてももし審議をされておれば答弁をください。

○議長（山岡義正君） 教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（緒方正綱君） はい、お答えをいたします。

私たちの教育民生常任委員会では一応趣旨について、それから一応現場の方へも踏査、調査にいったまいました。内容については賛同できるということで、後の計画のついて、どのようにするかという計画については、行政のほうからまた計画は出してもらうということです、それについては、費用の面については検討しておりません。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですのでこれで、質疑を終わります。

これより陳情第22-18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１８号残土捨場跡地の整備についての陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１８号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１８号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－２５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－２５号水辺の児童公園整備に関する要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－２５号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－２５号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２２ 陳情第２２－１２号町道の認定等の要望書、日程第２３ 陳情第２２－１７号町道の認定の要望書、日程第２４ 陳情第２２－２４号町道舗装について要望書、以上陳情３議案を一括議題とします。

この陳情３議案につきましては所管の建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

建設常任委員長氏原郭君。

○建設常任委員長（氏原 郭君） 当建設常任委員会に付託されました３件の陳情報告書の結果の報告をいたします。

陳情審査報告書。本委員会に付託されました陳情を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第９４条第１項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第２２－１２。付託年月日が平成２２年６月の１７日。町道の認定等の

要望書でございます。審査結果は、採択をすべきものと決定いたしました。なお、全員一致でございます。

次に陳情第２２－１７号。付託年月日が平成２２年６月の１７日。件名が町道の認定の要望書でございます。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。なお、全員一致でございます。

次に陳情第２２－２４号。付託年月日が平成２２年９月１６日。町道舗装についての要望書でございます。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。なお、全員一致でございます。皆さん、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山岡義正君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

これより建設常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第２２－１２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１２号町道の認定等の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１２号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１２号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－１７号町道の認定の要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－１７号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－１７号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

これより陳情第２２－２４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２２－２４号町道舗装について要望書を採決します。

お諮りします。

陳情第２２－２４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２２－２４号は委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第２５ 発議第１２号四万十町選挙広報発行条例の制定についてを議題とします。

提示者の提案理由の説明を認めます。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 発議第１２号。提出者、田邊哲夫。賛成者、田邊客子。竹内常喜。岩井優之介同僚議員でございます。

四万十町選挙広報発行条例の制定について、ただいまより提案理由を読み上げて提案にかえます。

四万十町選挙広報発行条例についてでございますけれども、私が今から提案をするわけですが、私がほとんど考えたものではございませんので、執行部の武内参事のほうの知恵を最大限にお借りしながら、今から読み上げるものが提案をするものです。

四万十町選挙公報発行条例について。この条例は次の四万十町議会議員選挙及び四万十

町長の選挙から候補者の氏名、経歴、政見等を周知するための選挙広報を発行するため、選挙広報の発行手続、記載文の申請、配布方法等に関し必要な事項を定めるものとなっております。

市町村が選挙広報を発行する場合、公職選挙法では国の選挙広報に準じて条例で定める必要があることから、来年実施される予定の町議会議員選挙を踏まえて制定するものでございますけれども、併せて町長選挙についても選挙広報を発行するよう定めようとするものでございます。

この条例が施行されれば、来春の町議会議員選挙から実施することになりますけれども、次の選挙は全町を選挙区とする初めての議会議員選挙でございます。この広大な行政区域を候補者が巡り政策を訴えるには選挙期間が余りに短く、結果として選挙民の投票行動制限することになりはしないかと考えています。

この選挙広報の発行は、選挙民の投票判断の情報源として大きな役割を担うこととなる予定です。

また、現在、四万十町議会では町政の情報公開と町民参加の二本柱を議会運営の基本とした議会基本条例の制定に向けて、今準備を進めているところでございますが、この一連の議会改革の過程の一つとして議員選挙立候補者、町長も含めての町政へのビジョンや政策を町民に示す選挙広報発行条例を制定するものでございます。

四万十町選挙広報発行条例について提案をさせていただきますが、大変お疲れの場合すみませんが、それぞれ条文ごとに読み上げて提案にかえます。

趣旨第1条。この条例は公職選挙法第172条の2の規定に基づき、四万十町議会議員一以下議員と言いますけれども一及び四万十町長一長とあと言います一の選挙における選挙広報の発行について必要な事項を定めるものとする。

選挙広報の発行第2条。四万十町選挙管理委員会一以下委員会と読みますけれども一は議員及び長の選挙においては議員及び長の候補者の氏名、経歴、政見等を記載した選挙広報を、選挙ごとに一回発行しなければなりません。

記載文の申請第3条。候補者が選挙広報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添え、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。

2項。候補者はその責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告、その他営

業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載してはならない。

選挙公報の発行手続第4条。委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2項。一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は立候補届出順位と同一の順序とする。

選挙公報の配布第5条。選挙公報は、委員会が当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布をするものとする。

2項。委員会は、前項の規定する配布の方法を実用に応じて、新聞折り込みその他これに準ずる方法に代えることができる。この場合においては、委員会は、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く方法等による補完措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

選挙公報の発行を中止する場合第6条。法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故、その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は、中止する。

委任第7条。この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

付則。この条例は平成23年1月1日から施行する。そういう条例案でございます。

以上、提案を終わります。

○議長（山岡義正君） 提示者の提案理由の説明が終わりました。

発議第12号につきましては、質疑終了をもって総務常任委員会に付託を予定しております。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） これを見たら、やらんよりはやったほうがえいというような感じでございますが、結局、「選挙期間が余りにも短く、結果として選挙民の投票行動を制限することとなる」という文言を見ながら次のページを見ると、「選挙の期日の前日までに配布する」とある。結局このような状態の配布でしたら、今までどおり、同じように選挙活動は皆さんすると思うがですよ、これがあるがなかりうが。だからあんまりその効

果がないんじゃないかなとは思いますが、それはいかが考えているか。

それと、これらの広報を出すに当たって、ざっくりばらんにこの8, 800世帯に配布するその広報の費用、それをはっきりお示してください。

○議長（山岡義正君） 田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、池本議員から2点にわたっての質問がございました。

1点目は今提案を申し上げましたように、土曜日までに有権者に、もともと配布をするということですが、これは最悪土曜日までに着かなければならないという規定内容でございまして、今、選挙管理委員会の事務局長とも相談をしているわけですが、1つは、皆さん方ご承知のように今、いわゆる投票券がいろんな選挙の中で皆さん方に郵送で今届いていると思います。そのため、これも日にちが若干ずれる場合もございまして、須崎郵便局まで持って行って、それを四万十町へまた逆に配達するという方法が今とられておりますので、そういった意味では最悪土曜日までということになるかもしれませんが、できるだけそれは、金曜日までに届く方法は見つけたいと思いますけれども、条例としては最悪でも土曜日までに着くという条例に盛り込んでます。

それと、効果がないのではないかとということですが、ご承知のように、現在まで高知県下でも市議会の選挙、町村議会選挙もございました。非常に合併をして投票率が下がっている市町村が県下でも多いわけです。高知新聞の中でも、論説の中で書かれましたけれども、有権者は大変広くなった市、町については非常に関心が薄くなったという新聞の論説もございました。今度の選挙は一本選挙でございまして、できるだけ有権者がそれぞれ立候補者の思いや政見、考え方を聞く必要が私はあるのではないかな。そういった意味で今回この選挙公報を出すことによって、少しでも有権者が候補者の考え方、知ることも大事であると思いますし、投票率が上がるということになれば大変重要な手段ではないかなと一つは考えてます。

それと費用の問題ですが、当然自分自身もどれくらいかかるかなという考えは持ってましたけれども、現在、入場券をはがきで郵送をしてるようですが、それプラス今度は封書になりますので若干の金額はかかるかと思いますが、有権者にとって最良の手段を講じるならば、町民はその費用について私は反対することはないのではないかなというふうに考えておりますので、金額は今の段階でこれくらいかかるとまでは、私自身は執行部との詰めは行ってませんので金額はわかりません。

○議長（山岡義正君） 26番池本公夫君。

○26番（池本公夫君） これははっきり言うて、公費か自費かの問題をまず先に聞きたいがやけども。それと、はがきから封筒になるだけやなしに、印刷代よね、プリント。そこら辺も含んできますよ。

○議長（山岡義正君） 田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 池本議員の費用の問題で公費か私費かということですが、これは選挙管理委員会が発行しますので当然公費になりますし、税金ということになります。当然印刷代もかかろうかと思えますけれども、そこまでもまだ考えてません。

すみません、答弁漏れがございました。資料があったのを忘れてました。新聞折り込みを、例えばここにも書いてますが、印刷費用ですが約27万ぐらいかかるそうです。池本議員。印刷費用が8,800部刷りましておよそ27万の費用が要るそうです。最大28名の候補者があるだろうという想定です。それが21名となるともっと安くなるかもしれません。20名であれば無投票ということになりますので、印刷はかかりません。

それと配布費用ですが、およそ今のところ37万ぐらいがかかるのではないかな。その内訳は、新聞折り込みが5,360世帯掛ける14で、それと郵送分が3,440世帯85円ですので、総計で約37万円ぐらいがかかるのではないかなと。トータルとして64、5万ではないかなという予測です。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元昇君） 1点だけお伺いします。

第3条で掲載文の申請。ここで確認の意味を込めてちょっと質問させていただきますけれども、この文章の中に「委員会の指定する期日までに委員会に文書で申請をしなければならない」ということになっています。先ほど池本議員からの質問に、間に合うかよというあれもありましたんで、今の段階で結構です。いつぐらいまでに指定する、例えば告示までの1週間前とか10日前とか、もしそういう案があれば。

それと当然のことながら、立候補する方は告示日の5時までですわね。ところが、新たに手を上げて、これにはもうその方は載せることができないと。そういうことになるのかと思うんですけれども、確認の意味を込めて。

○議長（山岡義正君） 田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今2点、下元議員から質問がございました。

第3条、委員会の指定する、いわゆる選挙管理委員会が指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならないということですが、これは一つは考えておりましたけれども、1つは事前に説明会というのがございます。まずはそれに持ってきてもらうという1つの方法がベターだと思ってます。

それと、もう一点は、これは選挙管理委員会が決めることですので、今、私の想定の中ですが、もう一点は、当然受け付けは告示日の5時までです。当然5時に受け付けが終了された方は掲載をしなければなりません。いわゆる、それまで、およそ旧3カ町村の現職の議員さんご存じのように、9時ごろまでには大体今までは有権者は立候補受付をするはずですが、当然5時まで受け付けありますけれども、大体そういう想定をしておけば、5時に受け付けがされても、掲載文は一番最後になりますので、今言うた順序どおり行けば、それはすぐに、5時以降に印刷屋さんに回すということができますので、そういう手段でできるだけ配達を早めたいという思いで提案をしているところでございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元昇君） 今、告示日の5時までに持ってきたら載せるというような今答弁だったと思うんですけども、これは、その申請は、「委員会の指定する期日までに文書で申請をしなければならない」とありますんで、だから事前説明会等でいいと思うんですけども、その時点でもう出してないと後の方は、例え立候補しても掲載文が載らないというふうに解釈したんですけど、その点、いかがですか。

○議長（山岡義正君） 田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 当然選挙というのは公正を期さなければなりません。当然先ほど言いましたように、5時まではこれは権利が立候補者はあるわけですので。例えば基本的には5時までにはなろうかと思えますけれども、事前の説明会の中でできる方という形となるわけですが、5時までには持ってきてもらわないかんがですね、この書き方は。文章は後で持っていかなあということではできませんので、指定する日にはそこを限定しておかないと、告示以降にわしは持って行かやという形じゃいきませんので、条例でくくらないいきませんので、こういう形で「委員会が指定する日まで」という形で書かせてもらってます。以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより委員会付託についてお諮りします。

先刻質疑が終了しました発議第12号につきましては、四万十町議会会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり総務常務委員会に付託し、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、発議第12号につきましては付託表のとおり総務常任委員会に付託し、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。総務常任委員会においては閉会中に審査をして報告をお願いします。

なお、審査に要する経費につきましては、当分の間は平成22年度予算から支出することにいたします。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第26 発議第13号議員派遣の件についてを議題とします。

9番岩井優之介君から、地方自治法第100条の第13項及び会議規則120条並びに会議規則14条の規定により提出されております。

提示者の提案理由の説明を求めます。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 提案いたします。

発議第13号議員派遣の件について。田邊幹男議員以下7名の議員の賛同を得まして、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1、第51回四国地区町村議会議長会研修会。

目的、政局の動向等について精通した識者に接することにより議会人としての資質を磨き能力の向上に資する。

期日、平成22年10月14日。

場所、高知市かるぽと。

派遣議員、全議員です。

2、トップセミナー。

目的、市町村の重点課題、政局等の理解を深め管内の議会議員の資質向上を図る。

期日、平成２２年１０月２７日。

場所、高知県立美術館ホール。

派遣議員、正副議長、各常任委員長。

### ３、県選出国會議員と町村議会議長との政策懇談会及び意見交換会。

目的、地方政治、地方議会の現状と課題を地元選出国會議員と直接意見交換することで、地元の声を届けるとともに地域発展に取り組む。

期日、平成２２年１１月１５日から１６日。

場所、東京都。

派遣議員、議長。

### ４、第５４回町村議会議長全国大会。

目的、分権型社会の実現を目指し、地方制度改革が今大きな課題となっている。このような時にあたり、戦後一貫して築き上げてきた地方自治の精神、その原則をいま一度再確認し、時代相応しい基礎的自治体のあり方を考え、地方分権の推進と町村行財政基盤の充実強化に向けて全国町村議会の総意を結集する。

期日、平成２２年１１月１７日。

場所、東京都。

派遣議員、議長。

### ５、高知県町村議会議員行政実務研修会。

目的、議会議員として必要とされる議会運営の基礎知識を習得し、議会議員の資質向上を図る。

期日、平成２２年１１月１９日。

場所、高知市 高知城ホール。

派遣議員、正副議長と各常任委員長です。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（山岡義正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第13号議員派遣の件についてを採決します。

発議第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第27 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業常任委員長及び建設常任委員長から委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業常任委員長、建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業常任委員長、建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定をいたしました。

ただいまから休憩します。

午後6時37分 休憩

午後6時39分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２２年第３回四万十町議会定例会を閉会します。

午後６時４０分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員